

施工計画書 作成ガイド (案)

令和7年2月（第1版）

島根県

【施工計画書作成ガイド（案）】の編纂にあたって

働き方改革の推進に向けた取り組みの一つに工事関係書類の削減・簡素化等があり、関係者からの要望等に基づいて、契約履行上支障のない範囲で継続的に取り組んでいるところです。

工事関係書類において、工事毎に作成が必要となる「施工計画書」は重要な書類のひとつですが、これまでの「施工計画書作成にあたっての留意事項」が文字主体かつ簡潔であったため、わかりづらいう一面があったことも考慮し、今回新たにガイド（案）として編纂しました。

編纂にあたっては、作成例や作成上の留意点などを盛り込み、経験の少ない方等でも初めて施工計画書を作成（確認）する際に役立つよう工夫していますが、工事毎に施工内容等も異なるため、受発注者の担当技術者等における負担軽減の一助として本ガイド（案）を活用いただければ幸いです。

なお、本ガイド（案）は完成形ではなく、今後の仕様書改定などに柔軟に対応すべく（案）として適用を開始し、ご意見等をいただきながら適宜改版を目指していく考えです。

なお、工事検査において工事関係書類である施工計画書についてもその対象となりますが、施工計画書に記載されている内容等と現場や管理手法等が一致していないケースが散見されています。施工計画書の作成（確認）にあたっては、現場条件等を十分に確認いただき適切な施工管理～工事完成に繋げていただきますようお願いいたします。

担当部署

技術管理課 工事品質管理S

TEL(0852)22-5651

も く じ (guide index)

<1> 施工計画書作成にあたっての全体的な注意点	5
<2> 一般的事項	5
<3> 施工計画書の記載事項	6～9
<4> 記載要領	10～79
① 表紙及び目次	10～13
1. 表紙（作成例）	10～11
2. 目次（作成例）	12～13
② 施工計画書本文	14～79
1. 工事概要	14
2. 計画工程表	15
3. 現場組織表	16～17
4. 指定機械	18～20
5. 主要船舶・機械	21
6. 主要資材	22
7. 施工方法	23～28
(1) 仮設備計画	26～27
(2) 工事用地等	28
8. 施工管理計画	29～36

9. 段階確認	37～52
10. 安全管理	53～62
11. 安全・訓練の活動計画	63～64
12. 緊急時の体制及び対応	65
13. 交通管理	66～70
14. 環境対策	71
15. 現場作業環境の整備	72
16. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	72～75
17. 現場環境改善の実施内容	76～77
18. 法定休日・所定休日（週休二日の導入）	78
19. その他	79

施工計画書の作成にあたり、工事共通仕様書など関係資料等を必ず確認してください。

※工事毎に適用年月があり、記載内容等が異なる場合があるため十分注意してください。

- 仕様書 島根県公共工事共通仕様書（特記事項、特記仕様書等を含む）
- 要 領 島根県建設工事等監督要領、島根県公共工事品質証明実施要領（案）、
建設工事等の遠隔臨場に関する試行要領（案） など
- 基 準 土木工事監督技術基準（案） など
- その他 電子納品運用ガイドライン など

仕様書等は島根県土木部技術管理課ホームページ（HP）からダウンロード可能

トップページ⇒組織を探す⇒土木部技術管理課>技術管理情報>共通仕様書関係

施工計画書 作成ガイド（案）（令和7年2月 第1版）

<1> 施工計画書作成にあたっての全体的な注意点

- (1) 施工計画書は、受注者が設計図書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理方法等について立案・検討・計画し、工事共通仕様書等の規定に基づき具体的に明示する重要な工事関係書類です。
- (2) 本ガイド（案）は、施工計画書を作成するための支援として編纂等していますが、全体的には一般的な記述としており、設計図書・工事共通仕様書等を十分理解し、現場の施工条件や受注者の体制・施工能力等と整合したものとする必要があります。
- (3) 施工計画書（変更・詳細施工計画書）は工事関係書類として現場事務所等に常備しておく必要があり、監督職員（監督職員から指示を受けた者を含む）又は検査員から請求があった場合はこれに速やかに対応する必要があります。
- (4) 工事現場で建設（労災）事故が発生した場合、翌日には所管の警察署・労働基準監督署から施工計画書の妥当性（安全性）について確認等されることがあります。
- (5) 工事内容に変更が生じた場合には、変更施工計画書を作成・提出した後に、現場に着手する必要があります。

<2> 一般的事項

「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事の監督職員に提出しなければならない。」と規定してい

ます。（工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 4 施工計画書）

なお、維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができます。（監督職員に提出後、受理がなされていない施工計画書は無効となります。）

施工計画書には、受注者の知的所有権に関する記載がある場合が想定されます。

受理後には公文書となり情報公開請求の対象となり得ますが、公開にあたっては施工計画書を作成した受注者側に確認等が必要となりますので十分な注意が必要です。

【施工計画書の公開に関する具体的な注意事項】 <詳細は県HP情報公開制度を参照>

- ・施工計画書を情報公開することにより、受注者の正当な利害を害する可能性がある。
- ・情報公開にあたっては、施工計画書を作成した受注者側に意見書提出の機会を付与しなければならない。

<3> 施工計画書 記載事項 （工事共通仕様書に規定する標準的な内容等）

記載事項	内容等
(1) 工事概要	工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容
(2) 計画工程表 ◆	曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成
(3) 現場組織表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担
(4) 指定機械◆	設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、形式、台数、使用工種等
(5) 主要船舶・機械◆	設計図書で指定されていない使用機械

(6) 主要資材◆	指定材料、主要材料、材料試験方法	
(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)◆	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設備物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容など	
(8) 施工管理計画◆	工程管理	実施工程の手法・管理方法
	品質管理	品質管理計画表
	写真管理	写真管理計画表
	出来形管理	出来形管理計画表
(9) 段階確認	段階確認計画表、品質証明（社内検査）計画表	
(10) 安全管理	安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針	
(11) 安全・訓練の活動計画	安全教育、安全訓練の実施計画	
(12) 緊急時の体制及び対応	事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告	
(13) 交通管理	交通管理、交通処理、過積載防止	
(14) 環境対策◆	大気汚染、水質汚濁、振動・騒音対策	
(15) 現場作業環境の整備◆	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策	
(16) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法◆	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画	
(17) 現場環境改善の実施内容◆	特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象	
(18) 法定休日、所定休日（週休二日）◆	休暇取得計画表等、技術者及び技能労働者の休暇の確認方法	
(19) その他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧（警察署、労働基準監督署、道路管理者等）、地元への周知	

◆維持工事等での記載省略可能項目(工事毎に条件等が異なるため、監督職員の承諾を得ること。)

施工計画書作成における主なポイント

- (1) 施工計画を立案するためには、工事の契約書、設計図書などを十分に理解するとともに、現場条件等を的確に把握する必要があります。
- (2) 施工計画の決定には、これまでの工事経験も重要ですが、日頃から改良等を試み、新工法・新技術の採用に対する積極的な姿勢も必要です。
- (3) 過去の工事実績などを活かすとともに、諸条件等を考慮して、現場の施工に適合した総合的な検討が重要となります。
- (4) 施工計画の立案等は、担当技術者だけではなく、受注者において多角的に検討することも求められます。
- (5) 設計図書に示された工事目的物を施工する方法が複数ある場合には、自社の保有機械や人員の状況などを考慮の上、的確な工法等を選定して施工計画に反映する必要があります。
- (6) 監督職員からの指示事項等に基づき、さらに詳細な施工計画書（詳細施工計画書）を提出する必要がある場合があります。その場合にも、適切に対応する必要があります。
- (7) 「施工体制台帳」と「施工体系図」については、施工計画書に記載する必要はないため、別途提出してください。 「施工体系図」は下請契約後に作成・提出
 - * 施工体制台帳の作成について（島根県版）令和6年3月 参照
- (8) 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し、監督職員へ提出する必要があります。

(9) 施工計画書は受注者において作成の上、工事打合簿により「提出」、発注者は記載内容等に問題がなければ「受理します」。

施工計画書は受注者の責において作成し、発注者が「承諾」を行うものではありません。

(ただし、発注者が指定したものについては、この限りではありません。)

《変更施工計画書の作成・提出を不要とできる軽微な変更等について》

注) 以下は参考の例示であり、受発注者間で必ず確認のこと

・ 機械や資材の調達計画、関連工事、地元対策、交通規制等に影響しない短期間の

工期変更

・ 提出済の施工計画書から工程や工法に影響しない、数量のみの変更や労務費・資材の

変動等による請負金額の増減のみの契約変更 (新たな工種の追加については除く)

* 新たな工種の追加等がなく、請負金額の増加が少額

・ 工期末の精算変更に伴うものの作成・提出は、原則不要

変更時に提出する施工計画書は、日付や内容について一覧表とし、加除式による作成も可。

(加除式を推奨するものではなく、変更施工計画書の作成方法は原則、任意。)

原則、変更(追加)となる箇所のみ*変更施工計画書を作成・提出。

* 施工計画書(当初)から変更のない部分は原則、再提出不要。

情報共有システム(ASP)利用の場合、上記の限りではありません。

施工計画書（変更）【作成例（加除式の場合）】

加除一覧表

変更回	提出日	変更内容（該当ページ）	備考
1	〇〇.〇.〇	社会性等の実施計画を新規追加（P.〇-〇～〇-〇）	
2	〇〇.〇.〇	工期延長による変更 <ul style="list-style-type: none"> ・計画工程表変更（P.〇） ・段階確認時期変更（P.〇） ・安全教育の実施項目追加（P.〇-〇） 	
3	〇〇.〇.〇	交通管理変更 <ul style="list-style-type: none"> ・交通規制方法、規制時間、保安設備配置計画を変更（P.〇～〇） 	

< 4 > 記載要領

① 表紙及び目次

1. 表紙（作成例）

※工事名の記載任意（様式第 52 号で把握可能）	
<h1>施 工 計 画 書</h1> <h2>（当初）</h2>	
※年月日の記載不要	
受注者名：○○○○○○○	※社印（押印）不要

（注） 1. 施工計画書はA 4 版（縦）を基本とする

2. 工事打合簿（様式第 52 号）に添付して監督職員に提出する

【施工計画書（提出）：作成例（工事打合簿）】

様式第52号

工 事 打 合 簿

※受注者からの発議

発議者氏名	現場代理人 ○○ ○○	発議年月日	令和 * 年 * 月 ** 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	△△△△△△△△△△△△△△	受注者	◎◎◎◎(株)
<p>(内容)</p> <p>.....</p> <p>施工計画書（当初）について、別添のとおり提出します</p> <p>.....</p> <p>* 施工計画が未定の◆◆工については、○○工の後施工となるため、</p> <p>.....</p> <p>手順等が決まり次第に追加提出します</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">記載内容等を確認後 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/>受理します</p> <p>.....</p> <p style="text-align: right;">添付図 葉、その他添付図書</p>			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input checked="" type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> その他()	
	受注者	令和 年 月 日	
	条件	発議時 ここには何も記載しない	

※1 段階確認の場合は、(種別・細別・確認項目・確認日)等を内容欄等に記載する。

※2 材料確認の場合は、(材料名・品質規格・単位・数量)等を内容欄等に記載する。

総括監督員	主任監督員	監督員	現場技術員	現場代理人	主任(監理)技術者

2. 施工計画書 目次【作成例】

目 次

(1) 工事概要	P.○
(2) 計画工程表	P.○
(3) 現場組織表	P.○
(4) 指定機械	P.○
(5) 主要船舶・機械	P.○
(6) 主要資材	P.○
(7) 施工方法	P.○
(8) 施工管理計画	P.○
(9) 段階確認	P.○
(10) 安全管理	P.○
(11) 安全・訓練の活動計画	P.○
(12) 緊急時の体制及び対応	P.○
(13) 交通管理	P.○
(14) 環境対策	P.○
(15) 現場作業環境の整備	P.○
(16) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	P.○

(17) 建設環境改善の実施内容 P.○

(18) 法定休日・所定休日（週休二日の導入） P.○

(19) その他 P.○

② 施工計画書本文

1. 工事概要

【工事概要：作成例】

<u>工 事 概 要 (例)</u>	
工 事 名	〇〇年度 〇〇〇工事 (△△工区)
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇地先 (工事区間No. 〇〇~No. 〇〇)
工 期	自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日
請 負 代 金	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
発 注 者	〇〇県土整備事務所
受 注 者	〇〇株式会社
工 事 内 容 (※)	施工延長 〇〇〇m 工 種 〇〇m 他 種 別 〇〇m 他 細 目 〇〇m 他

(注) 工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しとしてもよい

施工計画書には設計図書である契約図面等の縮小図や仕様書は添付不要

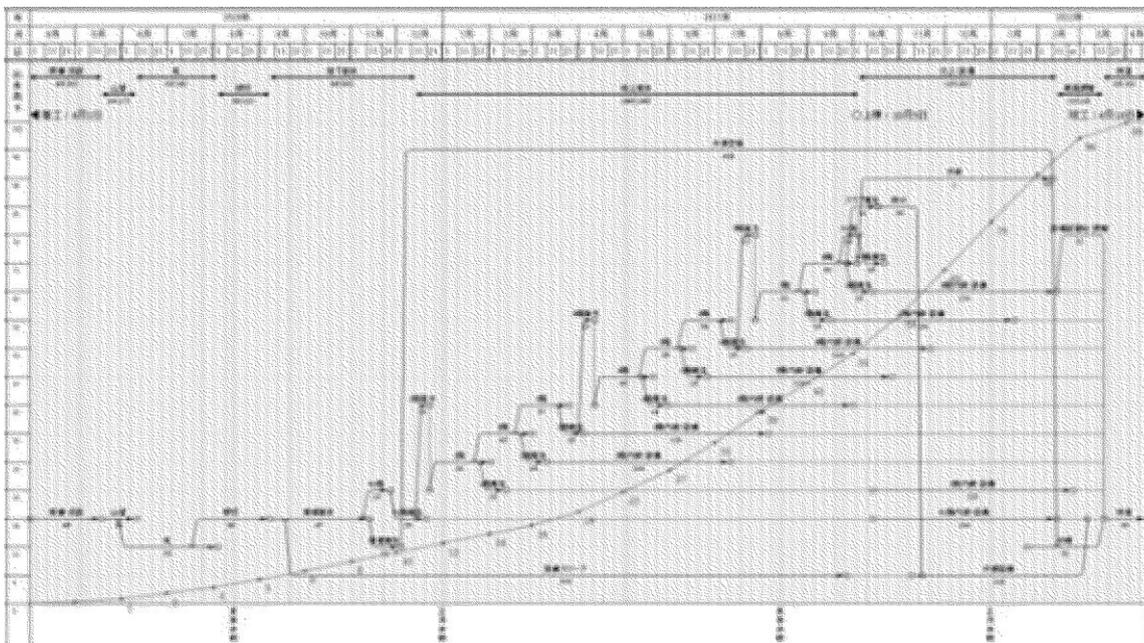
2. 計画工程表

- ・ 工事内容が掌握できるように工種別に分類し、可能な限り工種別について作業の初めと終わりがわかる形で、曲線式工程表、ネットワーク、またはバーチャート等で記載するものとする。（工種が少ない工事でクリティカルパスによる工程管理が不要な場合は、様式第27号 計画工程表兼工事履行報告書 の様式としても可。）

【計画工程表：作成例】

例①

ネットワーク



例②

バーチャート

○計画工程表

計画工程表は、各種別について作業の初めと終わりがわかるバーチャートで作成する。

[計画工程表記載例]

項目		単位	数量	6月		7月		8月		9月		10月		11月	
工種	工法・型式			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
コンクリート構造物 工事	カルバート工	〇〇 箇所	〇〇 m	6/10										11/20	
塗装工事	素地調整	〇〇 箇所	〇〇 m ²			7/10		8/10							
	下塗	〇〇 箇所	〇〇 m ²					8/10		9/10					
	中塗	〇〇 箇所	〇〇 m ²							9/10		10/10			
	上塗	〇〇 箇所	〇〇 m ²									10/10		11/10	

3. 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び指揮命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、監理技術者補佐、担当技術者、登録基幹技能者、専門技術者、品質証明員を置く工事については氏名等を記載する。

【注意事項】・施工体系図については、施工計画書には記載不要。（別途提出）

【現場組織表：作成例】

[現場組織表記載例]

現場代理人
氏名
TEL FAX

現場事務担当者	氏名
資材担当者	氏名
労務担当者	氏名

※現場代理人については、夜間・休日等の緊急連絡先を記入すること

品質証明員
氏名
TEL FAX

監理技術者又は主任技術者
氏名
TEL FAX

(技術関係者)

労務安全担当者	氏名
火薬類取扱保安責任者	氏名
重機管理担当者	氏名
機械器具管理担当者	氏名
交通安全担当者	氏名
測量出来形担当者	氏名
安全巡視員	氏名
写真管理担当者	氏名
品質管理担当者	氏名
出来形管理担当者	氏名
工程管理担当者	氏名
建設副産物責任者	氏名

担当技術者
〇〇 〇〇
工種、工法・型式
〇〇〇工、〇〇工
職務内容
品質管理 出来形管理 写真管理
従事期間
〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日

登録建設塗装基幹技能者※
〇〇 〇〇
工種、工法・型式
〇〇〇工、〇〇工
従事期間
〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

担当技術者として認める者
 =土木工事施工管理基準に定める
 施工管理担当者

※「建設塗装」の場合

工種、工法・型式欄については、コリンズ登録の工種、工法・型式体系から選択して記述する。

当該担当技術者の現場への従事については、施工計画書の記述どおりであることを発注者が確認できれば、コリンズ登録を承認する。

※担当技術者は複数の場合を含めて適切に記載すること

「担当技術者」及び「登録基幹技能者」の現場配置を行う場合は、下記の【記載例】を参照して

施工計画書に記載するものとする。(共通仕様書 特記事項 追一1)

【記載例】

【担当技術者】

- 担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当するものとし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- 県工事における担当技術者のコリンズ登録にあたっては、施工計画書（又は変更施工計画書）の現場組織表に「担当技術者名」、担当する「工種、工法・型式」（コリンズ登録体系による）、「職務内容」、「従事期間」を明確に記述し、工事完了時に監督職員がその記述どおり当該工事に従事したことを確認した者に限り承認する。

【登録基幹技能者】

- 総合評価方式において申請した登録基幹技能者の配置にあたっては、施工計画書の現場組織表に「登録基幹技能者名」、担当する「工種、工法・型式」「従事期間」を明確に記述し、工事完了時に監督職員がその記述どおり当該工事に従事したことを確認する。

※工種、工法・型式(コリンズ登録体系)については、下記アドレスを参照
https://cthp.jacic.or.jp/jacic/doc/cor_kouhou_list_all.pdf

4. 指定機械

工事に使用する建設機械のうち、設計図書で指定されている建設機械（低騒音、低振動、排出ガス規制等）について、機種、形式、台数、使用工種等を記載する。

(1) 排出ガス対策型建設機械（工事共通仕様書 1-1-1-31）

表 1-1-1

機 種	備 考
<p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>

表 1—1—2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカー ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

(2) 低騒音型・低振動型建設機械（工事共通仕様書 1—1—1—3 1）

【施工計画書作成上の留意点】

- ・ 指定機械については、機種、形式（規格等）、概ねの大きさが解る程度で記載すること。
 （金抜き設計書に記載のある形式（規格等）と整合させる必要はない。）
- ・ 特殊な工法や工事中の安全確保のために機械の指定がある場合には、指定された機械を使用しなければならない。
- ・ 設計図書で指定する機械より現場条件に適した機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、その機械を使用することができる。
- ・ 指定機械（承諾を得た機械を含む）については、施工時に撮影した写真により確認を行うこととし、施工計画書には根拠資料（カタログ、写真等）の添付不要。
- ・ 写真で確認ができない指定機械（承諾を得た機械を含む）については証明できる資料を保管し、監督職員又は検査員からの請求があった場合は、速やかに提示すること。（提出不要）

【指定機械：作成例】

指定内容	機 械 名	規 格	台数	使用工種	備 考
排ガス 低騒音 低振動	バックホウ	△.△m ³	1	〇〇工	排出ガス対策型〇次
排ガス	バックホウ	△.△m ³ (移動式クーン仕様)	1	〇〇工	排出ガス対策型〇次
排ガス	ブルドーザ	△t	1	〇〇工	排出ガス対策型〇次
排ガス	振動ローラー	搭乗式△t	1	〇〇工	排出ガス対策型〇次

指定機械と指定建設機械は異なります

指定建設機械は国土交通省により「建設工事に伴う騒音・振動対策として騒音・振動が相当程度軽減された建設機械」として指定を受けている機械です。（国土交通省HP参照）

設計図書に指定機械として国土交通省の指定建設機械を使用することを明示していれば、「指定機械」となり、そうでなければ「主要機械（使用予定機械）」の一つになります。

なお、施工計画書に国土交通省の指定建設機械一覧表の添付は不要です。
(指定機械が指定建設機械に該当するかどうかは、必要に応じて一覧表で確認)

5. 主要船舶・機械

工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械以外の主要なものを記載する。

- ・設計図書、工事共通仕様書で指定されていない船舶・機械のうち、非汎用的な機械*や大型クレーン等、調達時期に制約を受けるものや、施工計画や工程計画、調達計画を立てる必要がある特殊な船舶・機械については必ず記載すること。

*非汎用的な機械の一例・・・基礎杭や鋼矢板打設時の打込機械等

- ・「4. 指定機械」で記載していない、上記以外の汎用的な船舶・機械については、受注者の記載は任意とする。

【施工計画書作成上の留意点】

- ・実際に使用する船舶・機械の規格等を記載する。
- ・施工計画、調達計画が必要となる特殊な船舶・機械については、備考欄に調達計画等を記載する。

【主要船舶・機械：作成例】

機 械 名	規 格	台数	使 用 工 種	備 考
クローラクレーン	〇〇t吊	1	架設工	使用時期 〇年〇月～〇年〇月
スタビライザ	混合深さ〇m	1	安定処理工	使用時期 〇年〇月～〇年〇月

6. 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、資材の名称、規格、製造会社名、納入会社名等を記載する。ただし、副資材であっても県外資材を使用する場合は、記載する必要がある。

また、県外資材を利用する場合は、主要資材・副資材の別なく、共通仕様書特記事項（1-1-1-4 7 県内産資材の使用）に準じて、監督職員の承諾を得る必要がある。

【主要資材一覧表：作成例】 [技術管理課HP様式集・施工関係参考様式からダウンロード可](#)

(参考) - 1
 施工計画書 主要資材一覧表記入例

品名	品質・規格	製造会社名 (注-2)	納入会社名	備考 (注-1)
粒調砕石	M-25	○ 砕石 (○ ○ 市)	同 左	
栗石	25mm以下	○ 川産 (○ ○ 町)	○ ○ 産業 (△△市) ← 納入会社(販売会社)の所在地を記載	
積みブロック	控え35	○ 工業 (○ ○ 市)	○ ○ ○ ○	
生コンクリート	1号	○ 生コン (○ ○ 市)	同 左	
化成肥料	15-15-15	○ 農協 (○ ○ 町)	○ ○ ○ ○	
ガードレール	Gr-B-4E	○ 建材 (○ ○ 市)	○ ○ 商事	

注-1 材料検査を行う品名は、備考欄に記入し、頻度等を施工計画書に記載する。
 注-2 「製造会社名等」は、資材の製造会社の所在地（市町村名）を欄内下段（ ）内に記載する。
 その他 カタログ、試験結果報告書（ミルシート等）は、監督職員又は検査職員が請求した場合に提示できるように整理しておくこと（添付不要）。

7. 施工方法

施工方法は、次の内容を記載する。

施工方法全体についての「施工フロー」、主要な工種毎の「作業フロー」を記載し、各作業段階における以下の事項について、できるだけ具体的に記述する。

1) 準備として工事に使用する基準点や地下埋設物（水道管、ガス管等）、地上障害物（架空線等）に関する防護方法等について記載する。

2) 施工実施上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水、濁水時期等）を踏まえ、施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）、関係機関との調整事項について記載する。

3) 該当工事における使用予定機械の記載は任意*。（別途、指定がある場合を除く）

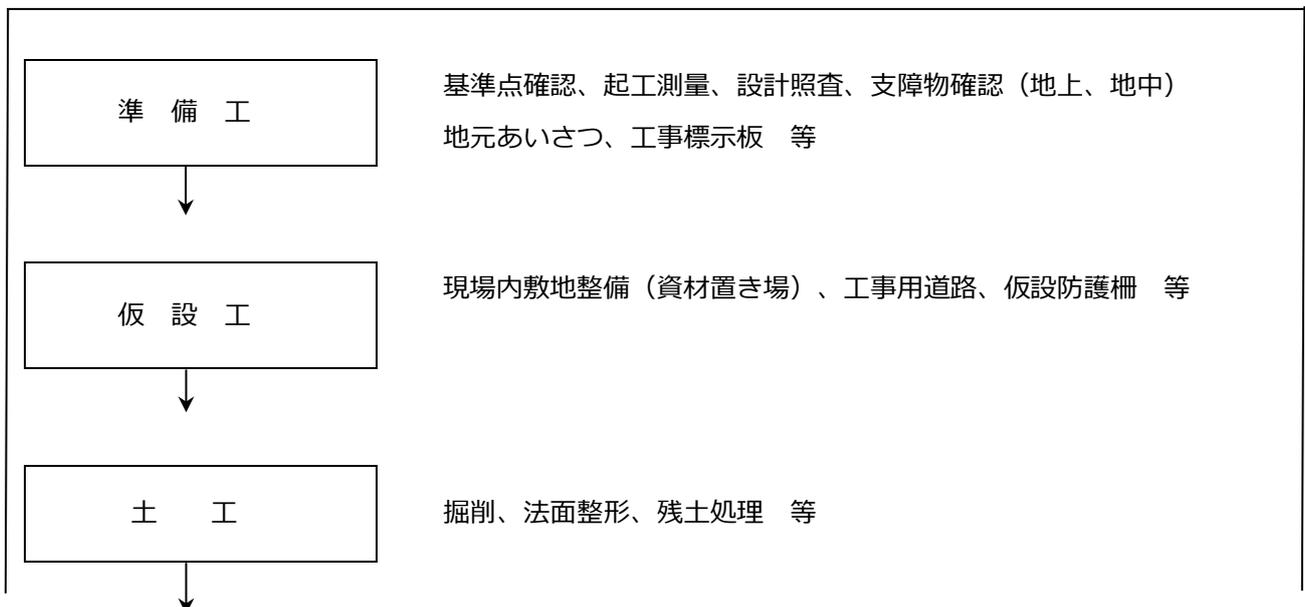
*主要工種における使用予定機械については、5. 主要船舶・機械への記載を推奨。

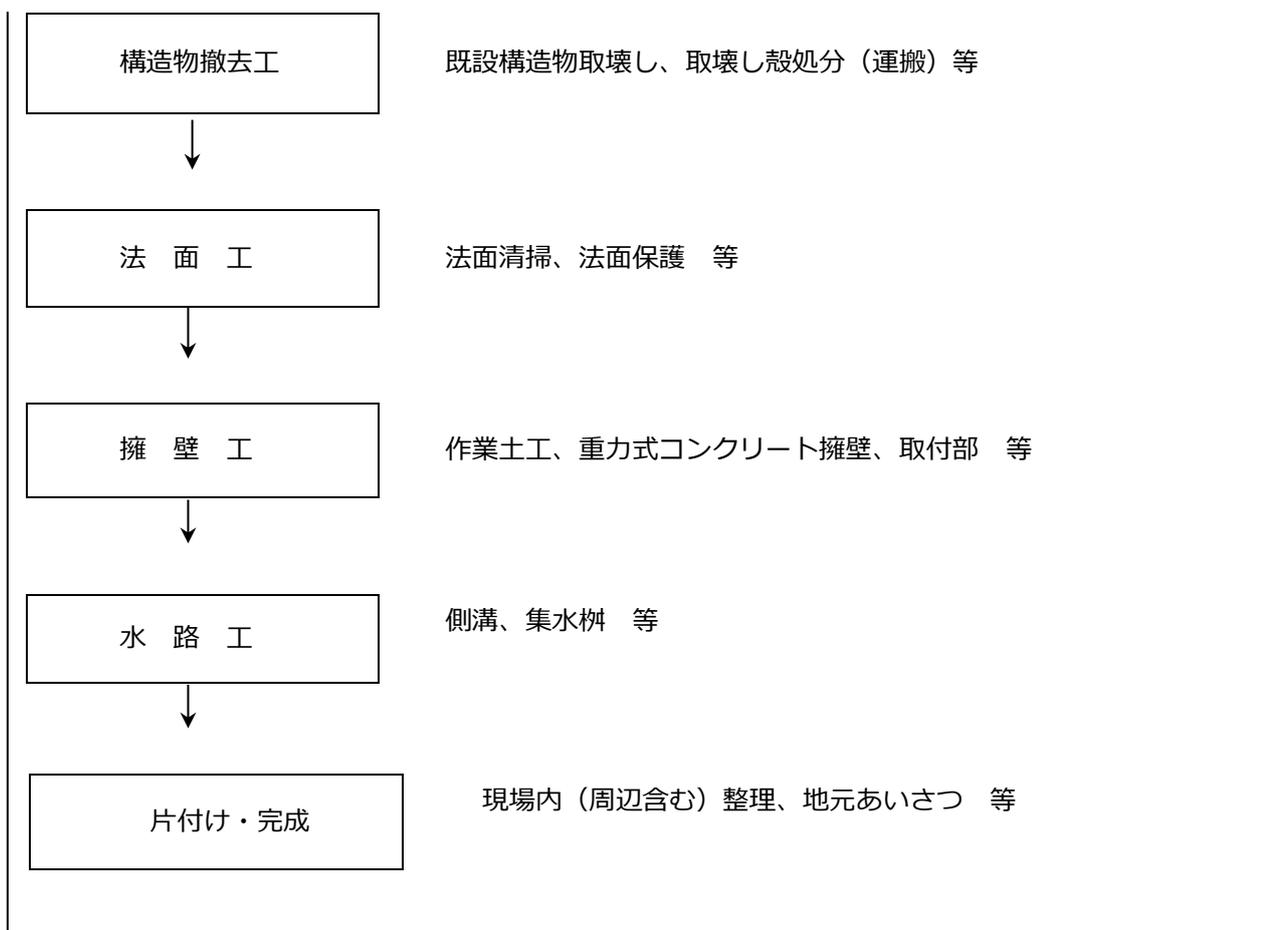
4) その他

工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について位置図、概略図等を用いて具体的に記載する。

その他、間接的設備として仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路（仮設道路、仮橋、現道補修等）、仮排水、安全管理（工事標示板、安全看板等）等について記載する。

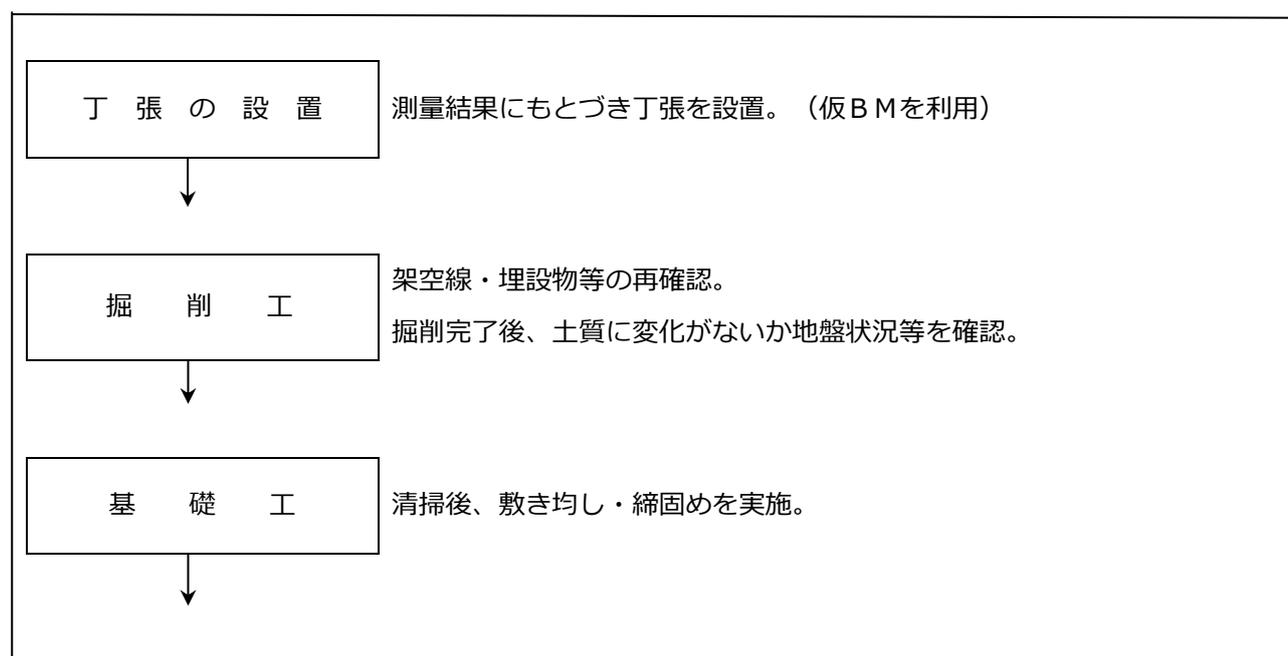
【施工フロー（擁壁工があるケース）：作成例】 ※フローのみ（参考図等は記載省略）

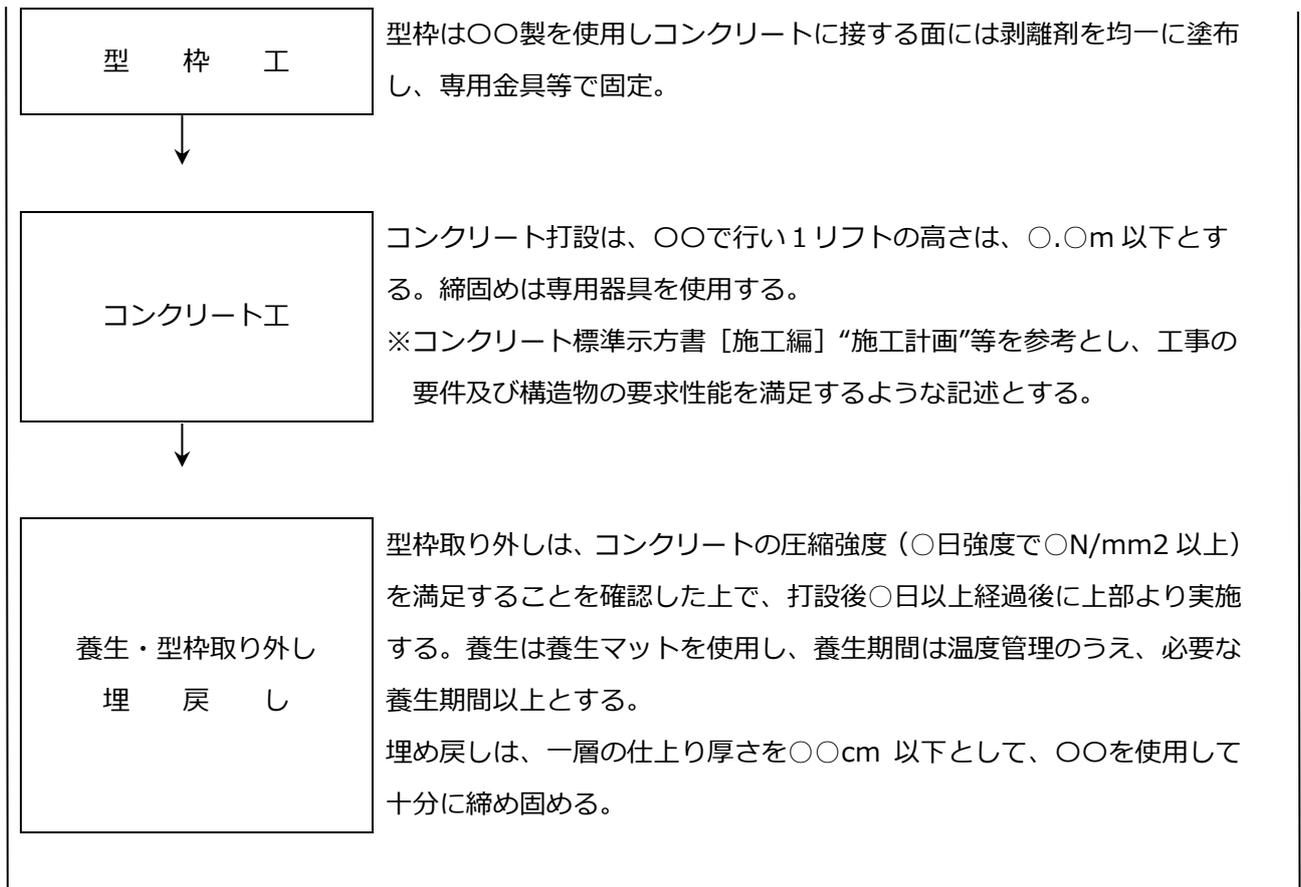




・ 総合評価方式で技術提案があった場合には、その内容に基づく施工方法について記載する。

【作業フロー（コンクリート擁壁工）：作成例】 ※フローのみ（参考図等は記載省略）





【施工計画書作成上の留意点】

- ・ 施工上の留意事項及び具体的な施工方法について記載する。
- ・ 施工に関わる参考図等については、簡素化の観点からも過剰*とならないように注意する。
*参考図等をフローとリンクさせる場合には特に注意する。
- ・ 工事共通仕様書等に定められた施工方法がある場合は、施工計画書*に記載する。
*共通仕様書等の該当条文自体を施工計画書に記載（転記）する必要はありません。
- ・ 施工順序について、設計図書で特に定められていない場合は、順序がわかるように記載する。

7-(1) 施工方法（仮設備計画）

仮設とは、「工事の実施にあたり本体の工事を遂行し完成させるために施工手段として設ける仮設備をいう。」 この仮設備は、現地の状況、工事規模、施工性等の諸条件に大きく左右されるもので、本来、発注者が、技術上の必要性等の合理的な理由により指示するものを除き、受注者の責任で自主的に施工手段を選択することができる。

（契約約款第1条第3項）

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き受注者（施工者）がその責任において定める。 ※文言の一部を置換しています

【施工計画書作成上の留意点】

- ・ 仮設を含む施工方法について、設計図書等を十分に確認すること。
- ・ 任意仮設の場合、現場条件等を十分に確認すること。
- ・ 仮設について疑義が生じた場合、現場条件等により受発注者間で協議が必要となった場合は、速やかに監督職員へ報告等を行う必要があるため、これを考慮すること。

【仮設備計画（河川改良工事）：作成例】

仮設計画（仮設道路）

※任意仮設で特記仕様書に参考図はあるが、特に明示がないケースを想定した例

1) 仮設道路工（進入路） $L = 〇〇\text{m}$ $W = 〇、〇\text{m}$

施工順序は測量～丁張～土工となるが、施工前に地権者等と十分な打合せ後に施工する。盛土材料については、現場に仮置きされたものを流用する。

（仮置き土の流用については、監督職員と別途協議済）

2) 仮舗装工 $A = 〇〇\text{m}^2$

イ) 路盤工

再生碎石（RC-40）を使用し、締固めはマカダムローラー、タイヤローラーを使用する。

プライムコート（PK-3）は、エンジンブレーヤーを使用し、壁等の構造物を汚さないよう所定の量を均一に散布したのち養生砂を散布する

ロ) 表層工（アスファルト舗装） * 防塵対策

合材の敷均しはフィニッシャーで行う。

その後、振動ローラーで締固める。

3) その他

出入口付近には保安施設（バリケード、コーン）を設置し、公衆災害が起こらないように十分注意する。

工事関係車両について、仮設道路は〇〇km/h以下で走行する。

7-(2) 施工方法（工事用地等の使用）

受注者は、発注者から工事用地等の使用承認あるいは提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。（工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用）
としており、提供された用地の概要と施工期間中の管理方法について記載する。

また、設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。（同上）
としており、これら土地の確保計画、現状の変更と復旧について記載する必要がある。

なお、所有者との契約に係る文書（協議記録、承諾書、契約書等）を保管しておくこと。

（工事共通仕様書 特記事項 工事用地等の使用）

【施工方法（工事用地等の使用）：作成例】

工事用地について

・受注者において確保する工事用地（〇〇市◇◇町X X番地）の所有者（〇〇△△氏）

との契約に係る文書は以下のとおり。（文書の保管は、弊社営業所において行う。）

- ① 協議記録（社内様式による）
- ② 土地使用及び復旧方法等に関する承諾書（社内様式による）
- ③ 土地使用に関する契約書（社内様式による）
- ④ 請求書、領収書の写し

8. 施工管理計画

施工管理計画については、設計図書（土木工事施工管理基準、土木工事写真管理基準）等に基づき、その管理方法について記載する。

* 施工箇所が点在する工事では、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定する。

なお、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除く。

< 構成 >



* 土木工事施工管理基準を再編集

管理項目及び方法

1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法のうち、何を使用しどのように管理するかを記載する。

* 応急又は維持工事等の当初工事計画が困難なものは（監督職員の承諾を得て）省略してもよい。

【施工計画書作成上の留意点】

- ・ 工事の進捗状況について、その把握方法(工程会議の開催等)を具体的に記載する。
- ・ 当初工程に遅れ等が生じた場合、フォローアップの方法などについて具体的に記載する。
- ・ 施工期間が長くかつ複数工種の工事では、クリティカルパスの記載に努める。

2) 出来形管理、品質管理計画

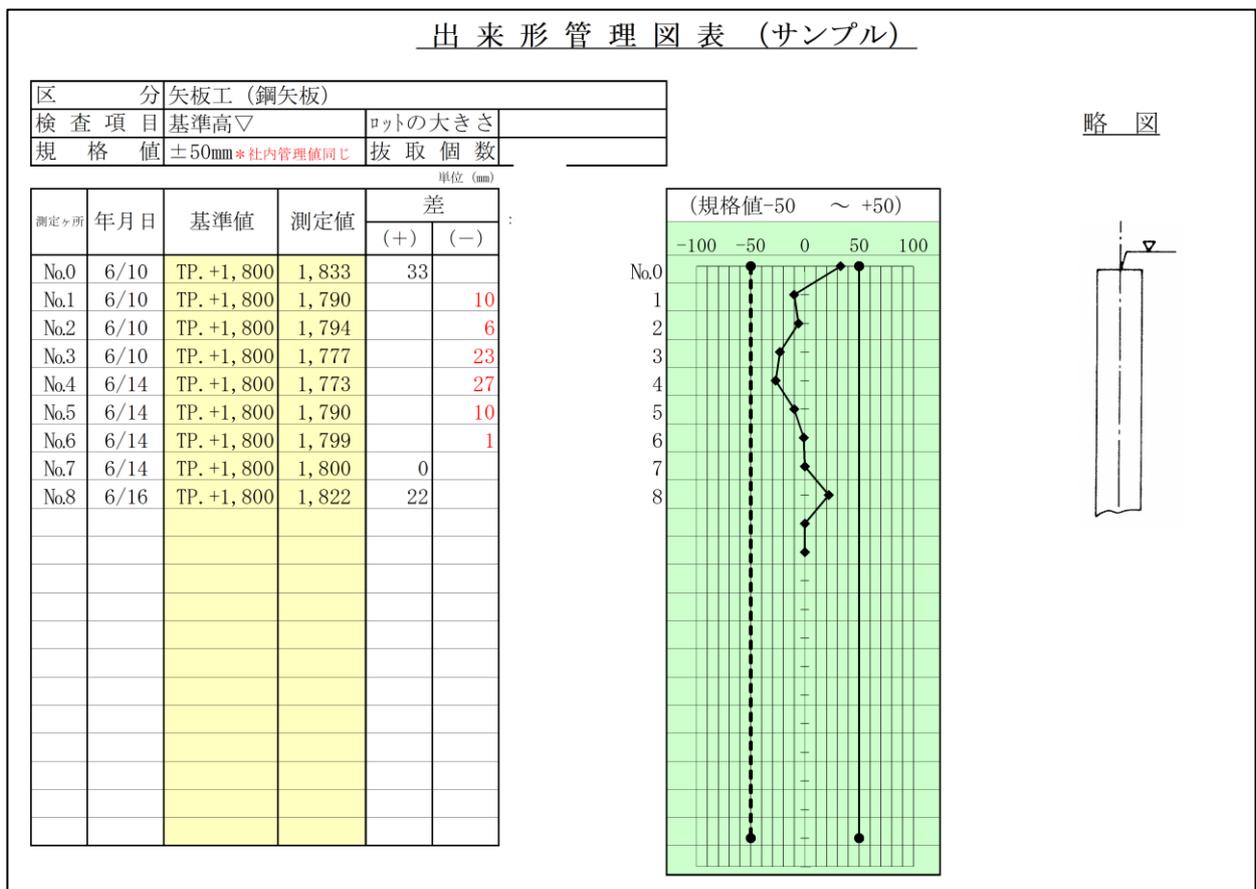
「土木工事施工管理基準」等により下記に留意して記載する。

また、該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と協議して定める。

出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した

出来形管理図表を作成し管理するものとする。

【出来形管理図表：作成例】



* 3次元データによる出来形管理

ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省版）の規定を参考とする。

【施工計画書作成上の留意点】

- ① 必要な工種、管理項目、試験項目が記載されていること。

- ② 「土木工事施工管理基準」からの単なる転記でなく、施工規模等に見合った具体的な内容となっていること。
- ③ 施工規模に見合った出来形の測定箇所、頻度、測定方法となっていること。
- ④ 不可視部分の出来形管理方法が検討されていること。
- ⑤ 施工規模に見合った品質管理の試験方法、試験回数となっていること。
- ⑥ 社内管理値を設定する場合にあつては、下記を参考にすること。

(参考) 社内管理基準の設定について

- ・ 出来形管理について、必要に応じ、規格値が定められていない項目についても適切に規格値を設定する。
- ・ 社内管理基準値が現場の出来形管理及び品質管理に有効に機能するように設定する。
設定に余裕がありすぎると、有効に機能しない可能性がある。
- ・ 社内管理基準値が達成できなかった時の対応を明確に記述する。
 - 工種、種別により対策が違う
 - 原因の究明と対策
 - 対策のフィードバック など

3) 写真管理計画

「土木工事写真管理基準」等により下記に留意して記載する。

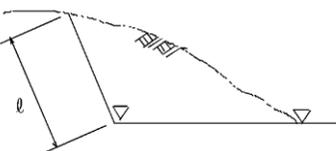
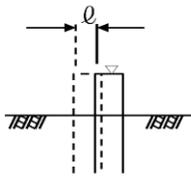
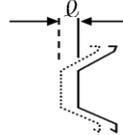
【施工計画書作成上の留意点】

- ① 撮影項目、撮影頻度が工事内容により不適切な場合は、監督職員との協議により追加・削除するものとする。
- ② 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- ③ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を添付する。
- ④ 撮影箇所一覧表にない工種については、監督職員と協議して取り扱いを定めるものとする。

【施工管理計画：作成例】

(1) 出来形管理（記載例）※工事内容により、必要項目について出来形管理基準及び規格値を参照に作成する。●：出来形管理図表を作成する

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照できるように整理

節	工種	測定項目		規格値 (単位 : mm)		測定基準 (社内管理基準)	測定箇所	摘要
				基準値	社内管理値			
3 河 川 土 工	掘削工	基準高 ▽		●±50	±○	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 (社内管理基準：同上)		共通仕様書 1-2-3-2
		法長 l	$l < 5m$	△-200	-○			
			$l \geq 5m$	△ 法長-4%	法長-○%			
3 共 通 的 工	矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ▽		●±50	±○	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (社内管理基準：同上)	 	3-2-3-4
根入長		設計値以上	設計値以上					
変位 l		●100	○○○					

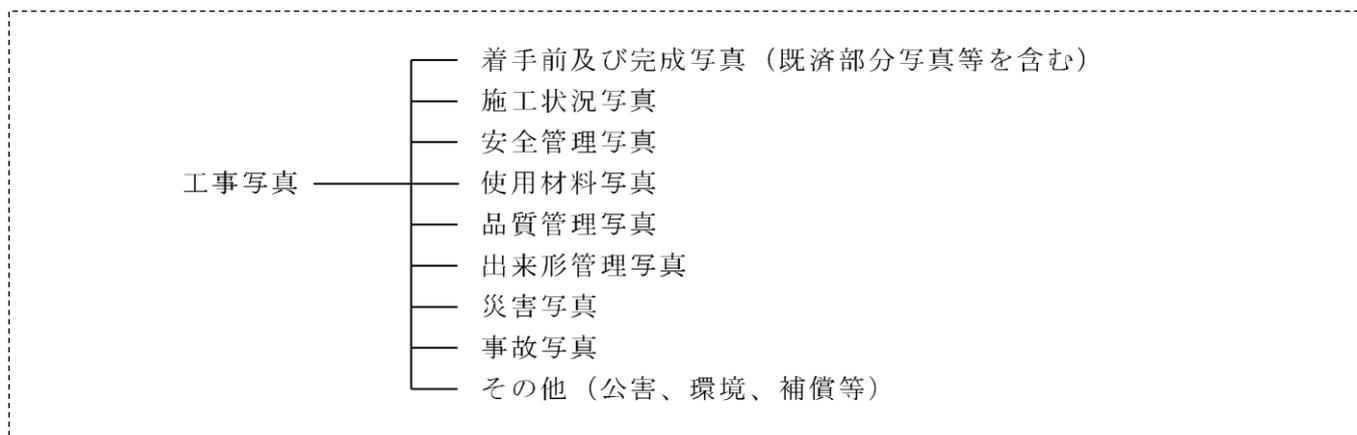
品質管理（記載例） ※工事内容により、必要な項目について品質管理基準を参照に作成する。

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験回数	管理方法	規格値		摘要
								基準値	社内管理値	
河川 土工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時	○	試験成績表	-	-	
	施工	現場密度の測定	最大粒径53mm以下 砂置換法 (JISA1214) 最大粒径53mm超 突砂法 舗装調査・試験法便覧	最大乾燥密度の 90%以上。 ただし、上記により 難しい場合は、飽和度 又は空気間隙率の規 定によることができる。 砂質土：記載省略 粘性土：記載省略 その他 設計図書による。	築堤は1000m3につ き1回の割合 又は堤体延長20m に3回の割合の内、 測定頻度の高い方で 実施する。1回の試 験につき3孔で測定 し、3孔の平均値で 判定を行う。	○	試験成績表 品質管理図 表	90%以上	○%以上	・左記の規 格を満たし ていても、規 格値を著し く下回って いる点が点 在した場合 は、監督職員 と協議の上 で、(再) 転 圧を行うも のとする。

(3) 写真管理 ※工事内容により、必要な項目について写真管理基準（案）を参照に作成する。

工事写真の分類

* 電子納品運用ガイドライン（3-1-4 写真フォルダの作成を参照のこと。）



【写真管理（工事全体）：作成例】

区分	工種				摘要
		撮影項目	撮影頻度（時期）	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 (着手前)	— 着手前 1枚	工事完成時に提出
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後 適宜 (完成後)	施工完了後 1枚	同上
施工状況	工事施工中	全体又は代表部分の工事進捗状況	月1回 (月末)	— (不要)	工事履行報告書への添付は省略
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるよう適宜 (施工中)	— (適宜)	
		創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 (施工中)	適宜 (不要)	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付する	
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 (施工前後)	代表箇所 1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて (発生時)	— (不要)	

安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 (設置後)	— (不要)	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 (設置後)	— (不要)	
		監視員 (交通誘導員) 交通整理状況	各1回 (作業中)	— (不要)	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 (実施中)	— (不要)	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形上寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 (使用前)	— (不要)	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	— (不要)	
		検査実施状況	各品目毎に1回 (検査時)	— (不要)	
災害	被災状況	被災状況及び 被災規模等	その都度 (被災前) (被災直後) (被災後)	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 (発生前) (発生直後) (発生後)	適宜	発生前は付近の写真とする可能性あり
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 (発生前) (発生直後) (発生後)	適宜	
	環境対策 イメージアップ 等	各施設設置状況	各種毎1回 (設置後)	適宜	

【品質管理写真：作成例】 ※河川・海岸土工、管布設工の場合

工種	写真管理項目			摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）	提出頻度	
河川・海岸土工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 （試験実施中）	不要	
	土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 （試験実施中）		
	コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場 （試験実施中）		
管布設工	通水試験	試験毎に1回 （試験実施中）	不要	
	不可視部分の施工	適宜	適宜	

【出来形管理写真：作成例】 ※土工 河川土工の場合

工種	写真管理項目			摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）	撮影頻度	
掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 （掘削中）	代表箇所 各1枚	共通仕様書 1-2-3-2
	法長	200m又は1施工箇所に1回 （掘削後）		
盛土工	巻出し厚	200mに1回 （巻出し時）	代表箇所 各1枚	1-2-3-3
	締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回		
	法長、幅	200m又は1施工箇所に1回 （施工後）		
その他	不可視部分の施工	適宜	適宜	
	出来形管理基準で定められていないもの	監督職員との協議事項	適宜	

9. 段階確認

土木工事監督技術基準（案）（以下、監督基準）に基づき、段階確認における項目（工種）を決定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、監督基準に定めがない工種等がある場合は、監督職員の指示を受け、適切に段階確認項目や頻度を設定する必要がある。

また、段階確認（立会を含む）でも遠隔臨場※を活用し、受発注者間で効率化に努める。

監督職員による確認、立会等（共通仕様書 3-1-1-4 6. 段階確認）

監督基準の規定による他、次の各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から**段階確認**の実施について通知があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。
- (2) 受注者は、**段階確認**に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面（工事打合簿/様式第52号）を工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるように十分な機会を提供するものとする。

段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた**段階確認**において、臨場を机上（遠隔臨場※を含むものとする）とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し、確認を受けなければならない。

※「建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」による（HP参照）

ただし、機器調達や通信状況等により遠隔臨場が困難な場合は、通常どおりとする

段階確認（工事施工状況の確認）

- ① 各工種毎に受注者及び監督職員で協議決定した**段階確認**の10%程度は、主任監督員又は総括監督員が臨場する。
- ② 設計図書に示された施工段階において別表 1 に基づき、臨場等により確認を行う。
不可視部において構造上重要なものについては、超音波による検測などで確認する。

【施工計画書作成上の留意点】

別表 1、2 及び、監督職員との協議により定めた、**工事施工状況の確認（段階確認、施工状況把握）**について施工計画書に記載する。

（留意事項）

土木工事監督技術基準（案）の別表 1、2 及び監督職員との協議（表にない工種は受注者から協議し、監督職員が指示）により定めたものを記載する。

別表1 [土木工事監督技術基準(案)]

* 表にない工種は監督職員が段階確認の指示を行う必要があるため、受注者から協議すること。

段階確認一覧

一般：一般監督
重点：重点監督

以下に示す表中の確認時期のほか、足場が撤去された場合に基準高、幅、延長等の出来形が確認できない箇所については、必要に応じ予め受注者と協議のうえ、確認項目等を決定すること。

なお、竣工検査時には足場が撤去され、出来ばえが確認できない箇所については、写真、動画等に記録しておくこと。

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		プルーフローリング 実施時	プルーフローリング 実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
バーチカル ドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンド ドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板プラス 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板プラス 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
深礎杭		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土（岩）質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数
オープン ケーソン基礎工 ニューマチック ケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチックケーソン）		
		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土（岩）質の変化毎
鋼管井筒基礎工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット
		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
法枠工 現場吹付法枠		型枠を組み立てアンカー設置後	使用材料、幅、打込長さ	1回/500㎡ 但し、500㎡未満は2回とする
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 治山ダム(森林土木) 土留工(森林土木) 護岸工(森林土木) 防潮工(森林土木)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
			設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
鋼 橋		仮組立完了時(仮組立が省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般:————— 重点:1回/1構造物
ポストテンションT (I)桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時、横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時、縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ケーブル数 重点:20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物

トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般:1回/構造の変化毎 重点:3打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方 ※重点監督:地山等級がD、Eのもの 一般監督:重点監督以外
トンネル覆工		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認
トンネルインパート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工 鋼板取付け工、 固定アンカー工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	穿孔数、深さ、鉄筋切断の有無	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
		鋼板建込み固定アンカー完了時	コンクリート面と鋼板との間隔、固定状況	
	現場溶接工	溶接前	鋼板突き合わせ部の隙間	
		溶接完了時	ビート部分の外観検査	
	現場塗装工	塗装前	表面の汚れ、さび落としの状況	
		塗装完了時	塗装膜	25点/1ロット(500m ²)
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	
ほ場整備工事 (農業土木)	表土扱い	施工完了時	厚さ	一般:1点/1工事 重点:3点/1ha
	基盤造成(指定したとき)	施工完了時	基準高	一般:1点/1工事 重点:3点/1ha
農地造成工事 (農業土木)	耕起深耕	施工完了時	耕起深	一般:1点/1工事 重点:1点/1ha
	土壌改良(指定したとき)	施工完了時	PH測定	一般:1点/1工事 重点:1点/10a
水路工事 (農業土木)	現場打開水路	施工時	厚さ	一般:1点/1スパン目、以降1点/断面変更毎 重点:1点以上/同一断面10スパン毎、10スパン未満は2点
	現場打暗渠	施工時	厚さ	一般:1点/1スパン目、以降1点/断面変更毎 重点:1点以上/同一断面10スパン毎、10スパン未満は2点
	コンクリート二次製品、RC管	施工時	基準高	一般:1点/1工事(初期施工段階) 重点:1点以上/500m、500m未満は2点

水路工事 (農業土木)	ダクティル管、 強化プラスチック複 合管	施工時	基準高	一般：1点/1工事（初期 施工段階） 重点：1点以上/500m、500m 未満は2点
管水路工事 (農業土木)	硬質塩化ビニル管	施工時	埋設深	一般：1点/1工事（初期 施工段階） 重点：1点以上/500m、500m 未満は2点
暗渠排水工事 (農業土木)	吸水渠	施工時	布設深、間隔	一般：1本（上下流端2点、 1本の布設延長が 100m以上は3点） /1工事 （初期段階） 重点：1本（上下流端2点、 1本の布設延長が 100m以上は中間点 を加えた3点）/10 本
	集水渠（支線） 導水渠（幹線）	施工時	布設深	一般：1点/1工事（初期段 階） 重点：1点以上/500m、500m 未満は2点
ため池改修工事 (農業土木)	堤体工	盛立高の1/2到達時点	基準高、鋼土の幅	一般：1点/1工事 重点：1点/20m、20m未満 は2点
	洪水吐工	施工時	幅、厚さ、高さ	一般：1点/1工事（初期施 工段階） 重点：1点/1スパン
	樋管工	施工時	幅、厚さ、施工延長	一般：1点/1工事（初期施 工段階） 重点：1点/10m、10m未満 は2点
渌工 床堀工	浚渌（土砂）	掘削完了時	設計図書との対比	1回/工事
	浚渌（岩）	掘削前	岩盤線の確認	1回/工事
		掘削完了時	設計図書との対比	1回/工事
	床堀（土砂） 床堀（岩）	掘削前	岩盤線の確認	1回/工事
		掘削完了時	設計図書との対比	1回/工事
	海上地盤改良工	置き換え 敷砂・採石マット 載荷	施工時	使用材料、設計図 書との比較
施工完了時			1回/工事	

海上地盤改良工	サンドドレーン 砕石ドレーン ペーパードレーン サンドコンパクションパイル ロッドコンパクション	施工時	使用材料、打込長、 基準高、施工位置	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		完了時		一般：1回/工事 重点：1回/100本
	深層混合処理	施工前	使用材料、打込長、 基準高、施工位置	1試験練り/工事
		施工時		一般：1回/200本 重点：1回/100本
		完了時		一般：1回/工事 重点：1回/100本
	基礎工 裏込工	基礎捨石 被覆石 裏込材	施工時	使用材料、寸法
投入・均し			完了時	
マット		施工時	使用材料、寸法	一般：1回/規格・工事 重点：2回/規格・工事
コンクリート工	コンクリートミキサー船	施工前	使用材料、スランプ、空気量、強度、塩分量	1試験練り/工事
	現場練りコンクリート			
	鉄筋工	組立完了時	使用材料、設計図書との比較	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
	水中コンクリート工	完了時	設計図書との対比	1回/工事
	上部コンクリート工	完了時	使用材料、設計図書との比較	1回/工事
ケーソン工	ケーソン製作工	施工時	使用材料、設計図書との比較	1回/ロット
		完了時	表面強度・外観・寸法	1回/函
	ケーソン進水据付工	完了時	設計図書との対比	1回/函
	中詰工	完了時	設計図書との対比	1回/工事
コンクリートブロック工	方塊・異形ブロック製作	鉄筋組立完了時（構造鉄筋がある場合）	使用材料、設計図書との比較	一般：30%程度/1工事 重点：60%程度/1工事
		完了時	表面強度・外観・寸法	1回/規格・工事
	方塊・異形ブロック据付	完了時	設計図書との対比	1回/規格・工事
付属工	係船柱及び係船環 防舷材 車止め（縁金物を含む）	施工時	使用材料、設計図書との比較	1回/工事
		防食	施工時	使用材料、設計図書との比較
	完了時		設計図書との対比	1回/工事

埋立工 裏埋工		施工時	使用材料、設計図 書との比較	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		完了時		1回/工事
魚礁工	単体魚礁製作工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図 書との対比	一般：10%程度/1 工事 重点：60%程度/1 工事 ※注 2
		製作完了時		
	組立魚礁組立工	組立時	使用材料、設計図 書との対比、溶接 部の適否	1回/規格・工事
		組立完了時		外観・寸法
	魚礁沈設工	魚礁沈設時	沈設位置、沈設状 況	特記仕様書による。
着底基質工	着底基質製作工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図 書との対比	一般：10%程度/1 工事 重点：60%程度/1 工事 ※注 2
		製作完了時		
	着底基質組立工	組立時	使用材料、設計図 書との対比、溶接 部の適否	1回/規格・工事
		組立完了時		外観・寸法
	着底基質設置工	着底基質設置時	設置位置、設置状 況	特記仕様書による。

注 1)

- ・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。
- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - (イ) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - (ロ) 施工条件が厳しい工事
 - (ハ) 第三者に対する影響のある工事
 - (ニ) その他

・この表にない工種は受注者と協議のうえ段階確認の指示を行う。

注 2)

- ・単体魚礁製作工及び着底基質製作工における鉄筋組立完了時の確認は、打設サイクル毎に監督員が臨場することとする。
- ・打設サイクルとは、型枠調達個数分のコンクリート打設に要する1工程をいう。

別表2 [土木工事監督技術基準 (案)]

施 工 状 況 把 握 一 覧

一 般 : 一 般 監 督

重 点 : 重 点 監 督

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
オープン ケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工 (橋台) RC 躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC 擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンションT (I) 桁製作工 プレキャスト製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時 (支保工変更毎)	施工状況	一般：1回/支保工変更毎 重点：1回/支保工変更毎 但し、最低10支保工毎 ※重点監督：地山等級がD、E のもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2～3回/1工事

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況 天候、気温、舗設温度	一般：1回／1工事 重点：1回／3000㎡
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回／1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
ダム工	各工事ごとに別途定める。		各工事ごとに別途定める。	
ケーソン工 防波堤上部コンクリート		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
コンクリートミキサ-船 現場練りコンクリート 水中コンクリート工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事

注）・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定する事とする。

- ・ 1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
一般監督：重点監督以外の工事
- ・ 重点監督：下記の工事
 - (イ) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - (ロ) 施工条件が厳しい工事
 - (ハ) 第三者に対する影響のある工事
 - (ニ) その他

・ この表にない工種は、受注者と協議のうえ、施工状況把握の指示を行う。

〈参 考〉

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。（重点監督という。）

なお、対象工事は下記のイ～ハに該当する工事、農林水産部長、土木部長、農林水産振興センター所長（隠岐支庁農林水産局長を含む）、県土整備事務所長（隠岐支庁県土整備局長を含む）等の契約担当者が必要と認めた工事及びニに該当する工事とし、契約後すみやかに監督職員が適用工種を定めるものとする。

重点監督対象とする工事は、予め設計図書に明示するものとするが、低入札価格調査制度調査対象工事にあつては契約締結後に指示する。

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ・ 技術活用パイロット工事

ロ 施工条件が厳しい工事

- ・ 鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m以上の橋梁工事
- ・ 掘削深さ 7 m以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・ 鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
- ・ 砂防ダム（堤体高 30m以上）
- ・ 軟弱地盤上での構造物
- ・ 場所打ち P C 橋
- ・ 共同溝工事
- ・ ハイピア（躯体高 30m以上）

ハ 第三者に対する影響のある工事

- ・ 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・ 一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・ 河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

ニ その他

- ・ 低入札価格調査制度調査対象工事
- ・ 農林水産部長、土木部長、農林水産振興センター所長（隠岐支庁農林水産局長を含む）、県土整備事務所長（隠岐支庁県土整備局長を含む）等の契約担当者が必要と認めた工事

【段階確認：作成例】

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度	備考
道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化 した時	土(岩)質、 変化位置	1回/土(岩)質の 変化毎	
道路土工 (路床盛土工)		ブルドーリング実施時	ブルドーリング 実施状況	1回	
道路土工 (路床盛土工)		路床仕上げ時	現場密度試験	1回	監督職員 との協議 による 実施項目
函渠工		土(岩)質の変化 した時	土(岩)質、変 化位置	1回/土(岩)質の 変化毎	
函渠工		床掘完了時	支持地盤 (直接基礎)	1回	
函渠工		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との 対比	監督職員との協議に より定める	遠隔臨場 を予定

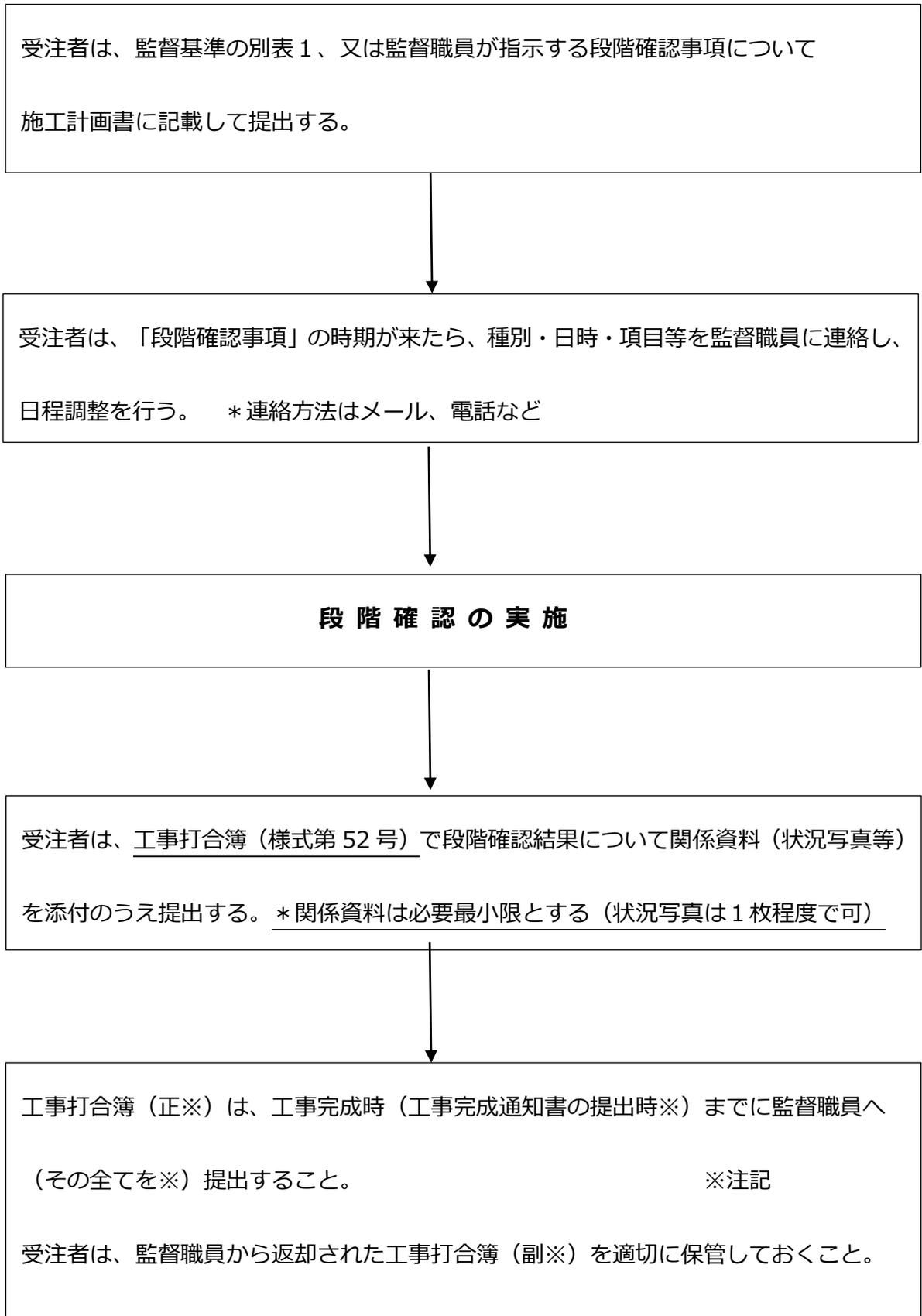
【施工状況把握：作成例】

種 別	細 別	施工時期	把握項目	把握の程度	備考
函渠工		コンクリート打設時	品質規格、運 搬時間、打設 順序、天候、 気温	1回	

「島根県公共工事品質証明実施要領(案)」に定める品質証明を必要とする工事(設計図書に明示あり)の場合は、工事全般にわたる品質証明の実施内容、実施時期(品質証明計画)を記載する。

品質証明を必要としない工事においては、「土木工事施工管理基準」等を参照し、出来形、品質等について社内検査の計画を記載する。

段階確認のフロー（参考）



【段階確認（臨場後の報告）：作成例（工事打合簿）】

様式第52号

工 事 打 合 簿

※受注者からの発議

発議者名	現場代理人 ○○ ○○	発議年月日	令和 * 年 * 月 ** 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input checked="" type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	△△△△△△△△△△△△	受注者	◎◎◎◎(株)
(内容) 段階確認結果			
種別 : 函渠工 (カルバート工)			
細別 : 鉄筋組立			
確認日 : ○月○○日			
確認種別 : 配筋状況			
確認項目 : 組立完了時 (使用材料確認及び設計図書との対比)			
添付図 1 葉、その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	受注者	発議時 ここには何も記載しない	
	条件	関係資料・写真添付 (補足説明: 確認状況がわかる写真 1 枚程度で可)	

※1 段階確認の場合は、(種別・細別・確認項目・確認日) 等を内容欄等に記載する。

※2 材料確認の場合は、(材料名・品質規格・単位・数量) 等を内容欄等に記載する。

総括 監督員	主任 監督員	監督員	現場 技術員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者

<u>施 工 状 況 把 握 票</u>						No. 1
工事名：〇〇舗装 工事			工期：令和〇年〇月〇日～令和〇年△月△日			
把握年月日	把握者氏名	記 事 欄(把握項目等)			指示・助言事項	
令和〇年 〇月 〇 日 (月)	* * *	種別・細別	<input type="checkbox"/> 現場	敷き均し、締固め 状況	特に無し	別紙資
		NO11 付近 路盤	机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
〇年 〇月 〇 日 (水)	* * *	種別・細別	<input type="checkbox"/> 現場	敷き均し、締固め 状況	施工途中、降雨の ため作業を速やか に中止すること	別紙資
		NO11 付近 路盤	机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
〇年 〇月 〇 日 (金)	* * * *	種別・細別	現場	舗設温度		別紙資
			<input type="checkbox"/> 机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
〇年 〇月 〇 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
〇年 〇月 〇 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
〇年 〇月 〇 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
〇年 〇月 〇 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
〇年 〇月 〇 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
〇年 〇月 〇 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
〇年 〇月 〇 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO

注 1) 本参考様式は、あくまで一例を記載したもので、各現場において使い易い様式にしてもさしつかえない。(LEVEL BOOK 等でも良い。)

10. 安全管理

安全管理組織、工事現場内の諸設備の点検整備、火薬類の取り扱いと発破作業の事故防止、地下埋設物・地上障害物等の破損防止対策、第三者の事故防止等の安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理についての活動方針について記載する。

また、事故発生時における関係機関や救急病院等の連絡先についても記載する。

* 下線部については、12. 緊急時の体制及び対応のところで記載してもよい。

【施工計画書作成上の留意点】

- ・ 特記仕様書等に記載のある項目（作業計画等）については、検討した上で必ず記載する。
- ・ 関係法令、指針等を活用して計画を行う。
- ・ 作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名を記載した一覧表を記載する。同一作業において作業主任者が複数の場合は、「正・副」を明記する。

※参考 主な法令・指針については以下のとおり

- ・ 労働安全衛生法
- ・ 土木工事安全施工技術指針
- ・ 建設機械施工安全技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編
- ・ 建設機械施工安全マニュアル
- ・ クレーン等安全規則

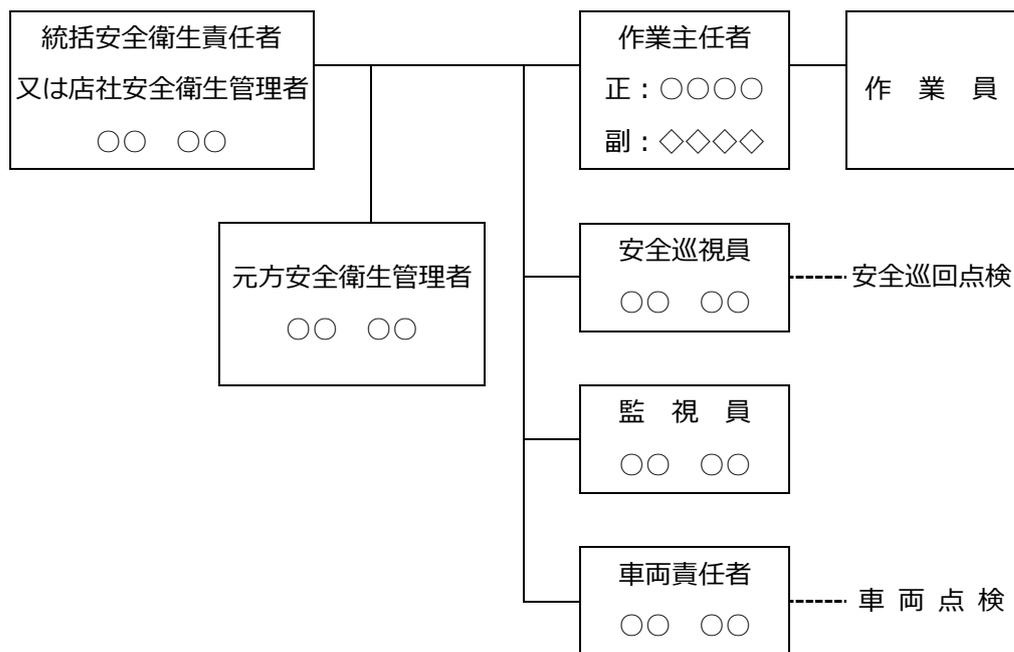
【安全管理：作成例】

安全管理

1. 安全管理組織

現場内での労働災害、交通事故等の発生を防止するため、安全管理組織を設ける。

・安全管理組織表（元請）



・作業主任者一覧表

資格名	氏名	会社名	備考
足場組立等作業主任者	○○ ○○	○○○○(株)	正
	◇◇ ◇◇	○○○○(株)	副
地山掘削作業主任者	○○ ○○	○○○○(株)	
型枠支保工作業主任者	(未定)	(未定)	

・有資格者一覧表

資格名	氏名	会社名	備考
玉掛け	○○ ○○	○○○○(株)	
車両系建設機械	○○ ○○	○○○○(株)	
移動式クレーン運転	(未定)	(未定)	

工事期間中は、安全巡視員を配置して毎作業日に1回以上巡視を行い、点検表の厳守事項を確認し記録する。

車両責任者は、定期車両点検日を定めて点検事項を記録する。

これらの記録をもとにして毎月1回、関係者全員で災害防止協議会を開催し、次の事項についての確認を行い、安全管理の徹底を図る。

- (1) 現場進捗状況、今後のスケジュール、重点事項説明
- (2) 新規入場者への工事概要説明
- (3) 作業所の安全衛生方針、計画の説明
- (4) 工程の説明・調整
- (5) 作業方法、機械取扱いに関する事項（安全確認、日常整備点検の徹底）
- (6) 安全パトロールの結果
- (7) 安全設備の点検、状況
- (8) 前月の協議会指摘事項の改善状況等
- (9) その他

2. 第三者の事故防止

工事区間の一部は民家密集地のため、特に第三者及び一般通行車両に注意して作業等を行う。

3. 地下埋設物等の破損防止対策

(1) 事前確認等

工事現場及び近隣における地下埋設物等の有無とその位置を現地確認する。
破損事故防止対策については、管理者との協議による。

(2) 管理者との協議等

現地確認の結果に基づき、管理者との協議を行う。
必要に応じて管理者に現地確認や関係資料（占用申請等）の提供を依頼する。

(3) 現地調査等

事前確認に基づき監督職員と調査箇所及び方法について協議を行う。
埋設位置・深さなどを確認するため、現地立会を管理者に依頼する。
現地立会の時期等については、監督職員に別途報告するものとする。
試掘を行う場合は、監督職員と別途協議を行うものとする。

4. 鉄道近接の保安対策

工事現場は、鉄道（JR線）に近接しているため、列車の運行状況を把握し、工事現場の防護対策、施工方法、列車監視員の配置等を検討し、最新の注意を払いながら施工を行う。
列車の遅延等により通過時間が変更になる場合には臨機の対応を行う。

4. 火薬保安全管理組織表

作 業 所 長	
〇〇 〇〇	
消 費 場 所	
取扱保安責任者（正）	〇〇 〇〇
” （副）	〇〇 〇〇

取 扱 所	
出納責任者	〇〇 〇〇
取扱責任者	〇〇 〇〇
運 搬 員	〇〇 〇〇

火 工 所	
出納責任者	〇〇 〇〇
火工責任者	〇〇 〇〇
作 業 員	〇〇 〇〇
見 張 員	〇〇 〇〇

切 羽	
発破作業指揮者	〇〇 〇〇
発破作業記録者	〇〇 〇〇
発 破 技 士	〇〇 〇〇
運 搬 者	〇〇 〇〇

火薬類の取扱い方法と警戒員及び標識の設置

①発破作業内規

1)一般的事項

2)服装

3)職務

- ・ 火薬類消費責任者
- ・ 穿孔装薬者
- ・ 発破指揮者
- ・ 見張り人
- ・ 点火者
- ・ 発破記録者

4)発破合図

②危険区域の掲示方法

③防火管理体制 等について詳細に記載すること。

危険区域の施設、騒音等防止対策施設の点検整備については記載省略。

(参考)

受注者における主な安全管理対策

	名 称	内 容	備 考
1	安全管理組織	安全管理の徹底と万一災害や事故が発生した場合、ただちに対応できるように責任分担を明確にし、それぞれの責任範囲において任務を達成できる社内組織を整備する。	安全管理者は資格を要する。
2	事故防止対策協議会	(記載省略)	
3	安全管理の対策	安全管理は、①工事全体に対する手順と②細部にわたる工種ごとの手順に大別される。 ①においては、諸関係法令、許認可条件、設計図書、事前調査等を把握して、各管理基準及び標準作業の決定が必要である。 ②においては、作業手順の伝達、施工上の注意、安全教育訓練等を実施することが必要である。 これらの手順に従い、適時現場の点検を行い、不安全な状態、不安全な行動の発見とその是正を行い災害防止に努める。	(不安全な状態) 起因物が事故に関係するに至ったことについて、現存し、または介在した客観的な不安全要素をいう。 (不安全な行動) 事故をもたらすこととなった作業者自身の行動について不安全要素をいう。
4	安全教育	安全教育は事故防止に大きな役割を果たすものであり、関係者が立場、持ち場で安全管理を組織しておくことが必要である。 ① 作業者教育 i 作業時打ち合わせ 当日の工事作業内容の伝達、確認 安全に対する注意事項 特殊作業に従事する者、オペレータ等への注意確認 柔軟体操 作業者の健康状態、服装、保護具等の点検 ii ツールボックスミーティングの実施 当日の作業内容と作業手順 当日の作業のうち、特に危険な作業、場所を教示 各作業の安全な進め方 同種作業の災害事例の研究 iii 安全衛生教育 雇用時	

		<p>作業内容変更時</p> <p>一定の危険有害業務に就労時</p> <p>新任の職長等が就任したとき</p> <p>② 社内教育</p> <p>i 経営者自ら安全管理の重要性について認識</p> <p>ii 安全管理責任者の選任と責任の明確化</p> <p>iii 下請作業者の請負範囲（責任範囲）の明確化</p> <p>iv 作業指揮者の能力のレベルアップを図る</p> <p>v 安全管理会議の励行</p> <p>全体工程・作業行程実態の把握</p> <p>危険予知（不安全な状態、不安全な行動）</p> <p>対策の決定、実施、確認</p> <p>各種許可条件の確認</p> <p>事故発生時の対応（連絡体制、二次災害防止、応急資器材の確保点検）</p> <p>資材の確認</p> <p>点検項目の確認</p> <p>安全パトロールの実施</p>	
--	--	--	--

(参考)

有資格作業主任者を必要とする主な作業内容

労働安全衛生法（以下「法」）第 14 条、労働安全衛生法施行令（以下「令」）第 6 条に基づき、これらの作業を行う場合は、必要な資格を有する者から作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮、その他労働災害防止のための法定事項を行わせなければならない。

選任すべき作業内容	作業主任者の名称	必要な資格
高圧室内作業	高圧室内作業主任者	高圧室内作業主任者免許
アセチレン装置、ガス集合装置による金属の溶接・溶断・加熱作業	ガス溶接作業主任者	ガス溶接作業主任者免許
金属アーク溶接等作業	特定化学物質作業主任者	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了
コンクリート破砕器を用いて行う破砕作業	コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了
地山掘削作業	地山の掘削作業主任者	地山の掘削及び土止支保工作業

(掘削面の高さが2 m以上)		主任者技能講習修了
土止支保作業	土止支保作業主任者	
ずい道等の掘削等の作業	ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了
ずい道等の覆工の作業	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工作業主任者技能講習修了
コンクリート造工作物の破壊等の作業 (高さ5 m以上の工作物)	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習終了
型わく支保組立解体作業	型わく支保工の組立等作業主任者	型わく支保工の組立等作業主任者技能講習修了
足場の組立解体作業 (つり足場、張出し足場、高さ5 m以上の足場)	足場の組立等作業主任者	足場の組立等作業主任者技能講習終了
令別表6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業	酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了
鋼橋架設、解体作業 (高さ5 mまたは支間30 m以上の橋梁上部工)	鋼橋架設等作業主任者	鋼橋架設等作業主任者技能講習修了
コンクリート橋の架設作業 (高さ5 mまたは支間30 m以上の橋梁上部工)	コンクリート橋架設等作業主任者	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了

(参考)

資格等を要する主な作業

就業制限（法第 61 条、令第 20 条）

次の業務は、免許や技能講習修了等、法定の資格を有する者でないと当該業務は行うことはできない。

以下に主なものを記載する。

業務の名称	制限される業務の内容	必要な資格
クレーンの運転業務	つり上げ荷重が 5t 以上のクレーンの運転	クレーン・デリック運転士免許
移動式クレーンの運転業務	つり上げ荷重が 1t 以上の移動式クレーンの運転	移動式クレーン運転士免許 (つり上げ荷重 5t 未満の場合は小型移動式クレーン運転技能講習修了で可能)
玉掛けの業務	つり上げ荷重が 1t 以上の揚荷装置、クレーン、デリック、移動式クレーンの玉掛けの業務	玉掛け技能講習修了
車両系建設機械の運転業務	整地・運搬・積込・掘削用（機体重量 3t 以上）	車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）の運転技能講習修了等
	基礎工事用（機体重量 3t 以上）	同上（基礎工事用整地・運搬・積込・掘削用）運転技能講習修了等
	解体用（機体重量 3t 以上）	同上（解体用）運転技能講習修了等
高所作業車の運転業務	作業床の高さが 10m 以上の高所作業車の運転業務	高所作業車運転技能講習修了
ガス溶接等の業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶断・加熱の業務	ガス溶接作業主任者免許 ガス溶接技能講習修了
ショベルローダー等の運転の業務	最大荷重が 1 t 以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転業務	ショベルローダー等運転技能講習修了

特別教育（法第 59 条第 3 項、安衛則第 36 条）

次の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別な教育を行わなければならない。以下に主なものを記載する。

業務の名称	特別教育を必要とする業務の内容
クレーンの運転	つり上げ荷重が 5t 未満のクレーンの運転
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重が 1t 未満の移動式クレーンの運転
玉掛けの業務	つり上げ荷重が 1t 未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務
小型車両系建設機械の運転	機体重量 3t 未満の整地・運搬・積込・掘削用、基礎工事、解体用の車両系建設機械の運転
締固め用建設機械の運転	ローラー等の締固め用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に移動できる建設機械の運転
チェーンソーを用いた伐木業務	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理
アーク溶接等の業務	アーク溶接機を用いて行う金属の溶断・加熱等の業務
ずい道等の掘削等の作業	ずい道等の掘削作業、ずり・資材等の運搬、覆工コンクリート等の打設等の作業

1 1. 安全・訓練の活動計画

毎月行う安全教育・訓練の内容を具体的に記載する。

本工事の施工に際して、現場に必要な安全研修・訓練等を作業員全員参加によって、**月当たり1回で半日以上、又は月当たり数回に分けて実施する場合はその合計時間が4時間以上の時間を割当て**て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事の安全確保に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

(共通仕様書 1 - 1 - 1 - 2 7 工事中の安全確保)

【安全・訓練の活動計画：作成例 1】

年 月	重点実施項目	具体的実施項目
8	労働安全衛生教育の徹底	新規入場者教育の実施
9	安全衛生教育・訓練の実施	職長教育の推進・K Y活動の強化 VRによる疑似体験
1 0	現場の安全管理活動の強化	安全施工サイクル運動の実践
1 1	職場環境の整備	労働時間の短縮と快適な職場の形成
1 2	安全衛生活動の実施	定期健康診断の実施
〇〇/ 1	労働安全準備月間	災害事例・改善事例の収集と周知
2	作業環境の整備	工事完成に向けて整理整頓・片付け

【安全・訓練の活動計画：作成例2】

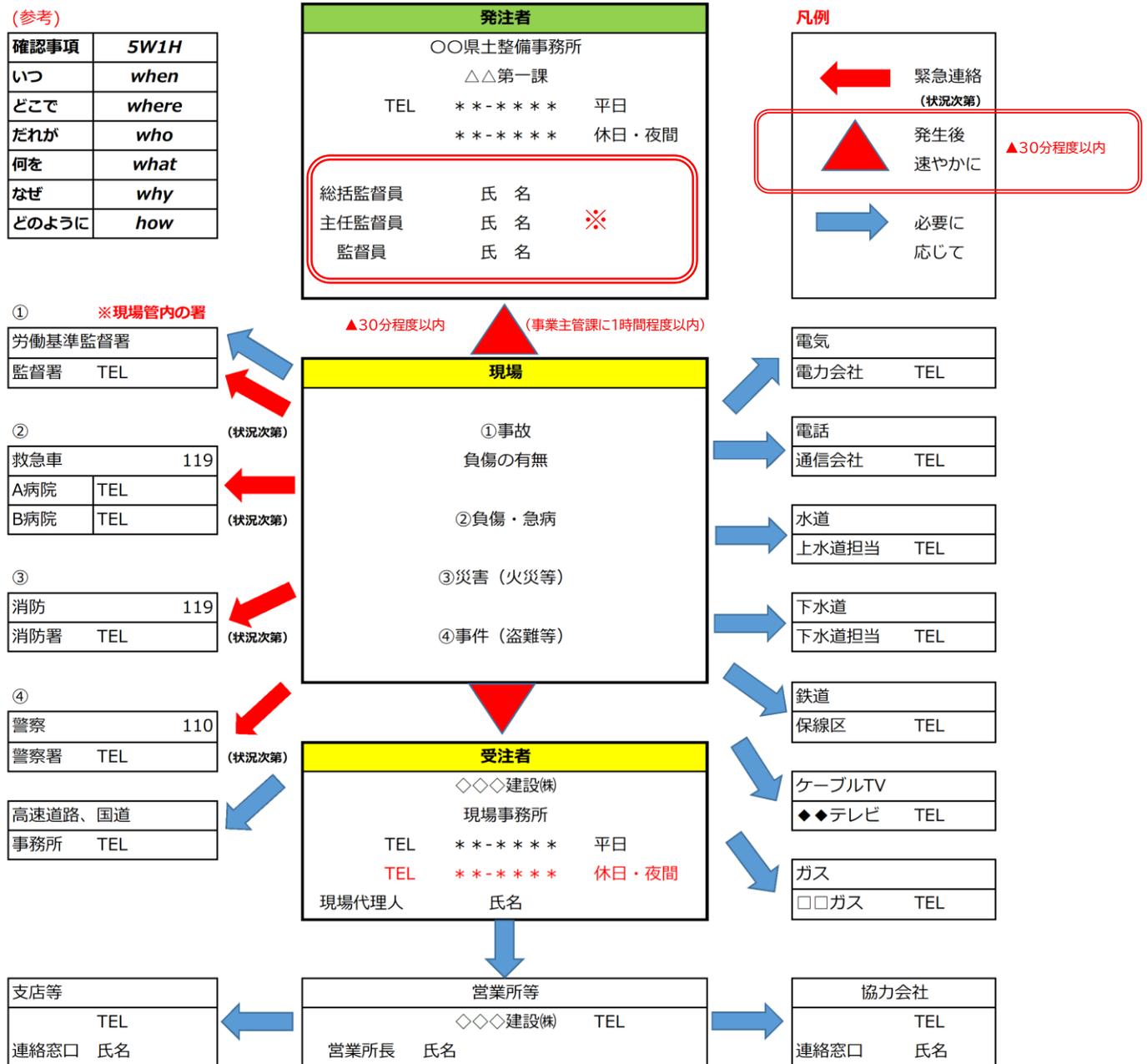
年.月	活 動 内 容	資 料	備 考
○年 6	1. 工事内容・施工手順 の周知 2. 予想される事故対策	1. 施工計画書の確認 2. 動画(DVD)視聴 「新規入場の皆さんへ」	
7	1. 工事現場周辺の災害 防止 2. 玉掛作業	1. 土木工事安全施工技術指針 2. 動画（ユーチューブ）視聴 「玉掛作業の基本ルール」	全国安全週間 準備期間
8	1. 異常気象時の対策 2. 危険予知訓練	1. 土木工事安全施工技術指針 2. 動画（DVD）視聴 「建設現場とKY活動」	全国安全週間 7/1～7/7
9	1. 過積載防止 2. 災害事例	1. 過積載根絶のために 2. 動画(DVD)視聴 「安全確保の基礎的知識」	電気使用安全月間
10	1. 労働安全衛生法 2. 交通事故防止	1. 動画(DVD)視聴 「労働安全衛生法」 2. 建設工事・事故防止対策指針	全国労働衛生週間 準備期間 全国交通安全運動
11	1. 車両系建設機械安全 運転の心得及び合 図・誘導の要領	1. 車両系建設機械運転者教本 2. 動画(DVD)視聴 「車両系建設機械の安全作 業」	全国労働衛生週間 10/1～10/7
12	1. 交通事故防止 2. 消火訓練	1. 動画(DVD)視聴 「交通事故防止」 2. 建設工事・交通事故防止対策 指針	秋の交通安全運動 全国火災予防運動
○年 1	1. 建設公害 2. 近隣対策	1. 建設業における統括管理の手 引	年末・年始労働災 害防止強調期間
2	1. 反省会 2. 次現場への提言	1. 動画(DVD)視聴 「災害防止対策」 2. 前回までの記録	

*原則、第二〇曜日の午後に活動を実施する（天候等により変更する場合あり）

1 2. 緊急時の体制及び対応

大雨・強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事故などが発生した場合に対応した組織体制及び連絡系統図を記載する。連絡系統図には、夜間、休日における関係機関への連絡先も記入。

【作成例】 緊急及び事故等発生時の連絡体制



※発注者の監督職員（総括監督員・主任監督員・監督員）は全員（3名）を記載する。

13. 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について、具体的に記載する。

(共通仕様書 1 - 1 - 1 - 33 交通安全管理)

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通整理員等の配置について記載する。

また、具体的な保安施設配置計画（様式第65号道路工事等保安施設記録簿など）、出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等についても記載する。

工事実施にあたっては、道路交通の安全と円滑化を図るため、道路機能を十分に発揮させるよう配慮するとともに、交通事故の発生を未然に防止するよう考慮しなければならない。

工事着手にあたっては、事前に、工事方法、施工順序に対応した交通処理及び交通対策について十分に検討し、必要に応じて次の項目を具体的に記載する。

- 1) 交通安全対策（交通安全一般事項、交通誘導警備員等配置計画）
- 2) 交通規制・迂回路計画（工事中の一時通行止め、規制時間）
- 3) 保安施設設置計画
- 4) 現道や工事用道路に対する補修、防塵処理等の時期、方法
- 5) 主要材料の搬入経路・運搬時間（土、コンクリート、アスファルト合材等の運搬）
- 6) 過積載防止対策の確認方法、受注者の取組み等
- 7) その他（特殊車両許可等、各種届出の有無など）

【交通管理：作成例】

交通管理

1. 交通安全管理

- 1) 危険区域には、警戒標識、保安灯、バリケード等を設置して、安全管理に努める。
- 2) 仮設防護柵設置箇所では防護柵内部で、その他はできる限り外測線より外側で作業する。

2. 片側通行対策等

- 1) 片側通行にて施工する場合は、開始前に十分な準備（保安対策）を整えて、一般車両や、歩行者が安全に通行できるよう、また、交通の混雑をまねかないようにする。
- 2) 交通規制を行う際は、交通誘導員（交通誘導警備検定〔1級または2級〕合格者）を配置し、交通の安全確保に努める。ただし、検定合格者を配置できない場合は、特記仕様書〇条に規定された資格を有する交通誘導員を配置するものとする。

* 交通誘導員配置計画図は別図のとおり <ガイドでは別図省略>

3. 保安施設配置計画

- 1) 工事施工箇所には、通行人及び通行車両が見やすい所に、工事中標識板、工事協力依頼板、〇〇m先・〇〇m先工事予告板を起、終点側にそれぞれ設置して、安全かつスムーズに通行できるようにする。
- 2) 仮設防護対策設置箇所には、特に保安施設設置に注意して施工する。
- 3) 夜間にはチューブライト（LED）を設置、点滅灯（電池式）を〇〇mピッチ未満に設置し、バリケード及びロープ等により一般通行人に注意を促し、工事箇所に立ち入ることのないようにする。
- 4) 保安施設に使用する標識、看板類は交通誘導員配置計画図に併せて記載する。

4. 市町道等及び出入り口対策

市町道等出入り口前で行う場合には、出入り口確保及び一般車両や歩行者の安全通行ができるよう対策を行い、必要に応じて交通誘導員を配置する。

5. 交通規制時間

交通規制により施工する場合には、渋滞する時間帯を避けた時間帯

(9:00～16:30※)とする。 ※時間はあくまでも例示

6. 運搬路の維持補修

工事現場内は常に整備し、未舗装部については防塵対策として1日〇回散水車により散水を行う。現場周辺道路についても交通事故等の発生を防止するため、1日〇回巡視点検を行い、補修等が必要な場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、その対応について指示を受けるものとする。

7. 主要材料の搬入（搬出）経路

運搬路の一部に〇〇線を使用するため、地元住民へ工事概要・安全対策を十分説明を行い、通勤・通学時間帯の運搬は行わない。制限速度は全経路〇〇km/h、〇〇地域においては〇〇km/h、仮設道路は〇〇km/hとし、運転手に速度厳守の周知を徹底する。

搬入・搬出経路は別図のとおり【例示省略】

8. 積載超過運搬（過積載）防止対策

(1) 運搬車両及び登録ナンバー

①運搬車両の登録ナンバー、積載重量、運転手名簿の一覧表を提出する。

②関係者から誓約書等を提出してもらい、指導を徹底する。

(2) 各種資材の積載量の確認方法

①生コンクリート

重量換算表

単 位 重 量	4 t 車	1 0 t 車
2.4t/m ³	1.5m ³	4.0m ³

納入伝票により確認する。

②土砂、碎石等

重量換算表

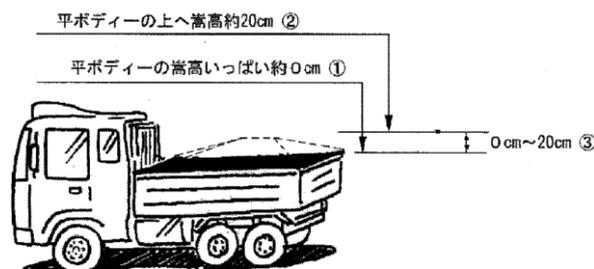
品 名	単 位 重 量	1 0 t 車
土 砂	見掛重量 〇.〇t/m ³	〇.〇m ³
碎 石	見掛重量 〇.〇t/m ³	〇.〇m ³
栗 石	見掛重量 〇.〇t/m ³	〇.〇m ³

トラックスケール、荷姿及び納入伝票により確認する。

高さの目安をトラックスケール計測結果により定め、積込ラインをダンプ

トラックに明示することにより積載量以下であることを目視確認する。

<トラック荷姿(参考図)>



- ※ 過積載とみなすものについての程度
- ① 0cmを越える【土砂及び碎石・As合材等の建設資材】
 - ② 20cmを越える【As・Co殻及びAs切削殻】
 - ③ 0~20cmの範囲

③その他

重量換算表

品名	規格	単位重量	運搬車両			
			2 t車	4 t車	6 t車	8 t車
ブロック		kg/個				
ヒューム管	Φ mm	kg/本				
鋼矢板	Ⅱ型	kg/本				
鉄筋	Φ mm	kg/m				
ライナープレート	波型	kg/m				

資材搬入時にトラックスケールまたは、載荷量実測により計測を行い、荷姿の写真撮影により積載管理を行う。

9. 自主検査、荷姿確認、トラックスケール

下記のとおり自主検査を実施する。

品名	設計数量	検査回数
生コン	〇〇m ³	◇回
土砂（流用土）	〇〇m ³	◇回
砕石	〇〇m ³	◇回
栗石	〇〇m ³	◇回
その他		各〇回

1 4. 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策の関係法令等に準拠して次のような項目の対策計画を記載する。

- 1) 騒音、振動対策
- 2) 水質汚濁、内水面漁業者等との協議
- 3) ゴミ、ほこりの処理
- 4) 事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- 5) 自然保護、希少動植物に関する対策
- 6) カーボンニュートラルの実現に向けた二酸化炭素排出削減、省エネルギーの推進等を
目的とする具体的な対策
- 7) その他

【環境対策：作成例】

環境対策

1. 騒音・振動対策
当該工事箇所は、近隣に商業施設等があるため、建設機械類は、低騒音、低振動型を使用し、作業時間は、午前〇時から午後〇時までとする。
コンクリートの打設時、工事現場及び付近におけるミキサー車の待機場所等については、十分気を配り、また、空ぶかしをしないよう注意する。
また、必要に応じて騒音・振動測定を行い、各規制法を超える値が出た場合、監督職員に報告のうえ、適切な騒音・振動対策を講じる。
2. 水質汚濁対策、内水面漁業者等との協議
濁水を直接河川に流出させないように沈殿槽を設置し、上水のみ放流する。また、必要に応じて水質調査を実施する。
作業時に濁水が発生した場合は、直ちに作業を中止し、下流への影響を調査のうえ、監督職員に報告し、指示に従う。
3. ごみ、ほこりの処理
現場内及び運搬経路等の防塵対策として、状況に応じて散水、清掃を実施する

5) 建設汚泥再生利用計画書（建設汚泥を自ら利用する工事）

6) 環境部局との協議書の写し（建設廃棄物処理で、環境部局と協議した場合）

1) 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。（共通仕様書 1 - 1 - 1 - 1 8 建設副産物）

2) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を所定の様式に作成し、施工計画書に添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。（共通仕様書 1 - 1 - 1 - 1 8 建設副産物）

※再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票、土壌汚染対策法等手続の確認フローの詳細な

解説・様式は、島根県のHPに掲載。

（島根県HP - 組織から探す - 技術管理課 - 各種様式集）

【再生資源の利用の促進及び建設副産物の適正処理方法：作成例】

再生資源の利用の促進及び建設副産物の適正処理方法

資源の有効な確保、廃棄物の発生抑制及び環境保全のため、本工事の現場で発生する副産物（コンクリート塊、廃棄木材、鉄くず等）のうち、有用な原材料として利用可能なもの、その可能性があるものは、再利用促進を図る。法令に基づく計画等は現場事務所前に掲示する。

○再生資源の利用計画

本工事で使用する再生資源は、下表のとおり予定している。

再生資源	材料名	単 位	数 量	備 考
	高炉セメント	m3	〇〇	現場打コンクリート擁壁
	再生砕石	m3	〇〇	付帯工

○現場で発生する副産物（当初見込み）

副産物	単 位	数 量	備 考
コンクリート殻	t	〇〇	既設構造物取壊し

○産業廃棄物

産業廃棄物の許可処理業者を選定し、必要書類を準備して契約する。

- ・収集運搬、処分（中間処理を含む） 契約予定業者（〇〇市△△町）
- ・業者の名称：株式会社 □□□□
- ・所在地：上記業者の住所を記載

県知事許可番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 1号（中間処分）

県知事許可番号：9 1 0 1 1 1 2 1 3 1号（収集運搬）

17. 現場環境改善の実施内容

特記仕様書で「工事現場の環境改善等」を規定した工事を対象とし、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

なお、「快適トイレ」※について、受発注者間の協議が調った場合、その内容等についても必ず記載するものとする。 ※「建設現場に設置する「快適トイレ」試行要領」による。（HP参照）

また、工事完成時には現場環境改善等の実施写真を提出するものとする。

特記仕様書【別表】 現場環境改善実施計画（参考事例一覧）

項目	実施する内容
職場環境改善 (仮設関係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降階段の充実 6. 環境負荷の低減
職場環境改善 (営繕関係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
職場環境改善 (安全関係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	<ol style="list-style-type: none"> 1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（イノベーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

「19. その他」に記載する、創意工夫に関する実施計画の内容と重複しない事。
現場環境改善実施計画に記載した内容は、工事成績評定の創意工夫・社会性等の
評価対象とはしない。

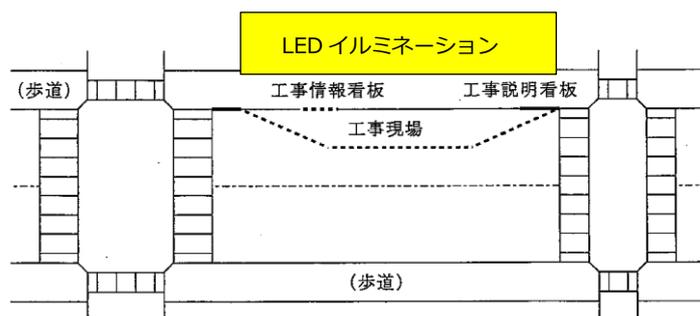
【現場環境改善等：作成例】

現場環境改善

○職場環境改善（仮設関係）

- ・ LED イルミネーションの設置

※設置箇所は下図参照



<図はイメージです>

○職場環境改善（営繕関係）

- ・ 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置）
- ・ 現場休憩所の快適化（腰掛用ベンチの設置）

○職場環境改善（安全関係）

- ・ 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
- ・ 現場休憩所にエアコン、送風機の設置（熱中症予防）
- ・ AED、簡易血圧計（デジタル式）の設置

○地域連携

- ・ 完成予想図、工法説明図、工事工程表の掲示（現場事務所付近）
- ・ 工事完成前見学会等の開催（周辺住民対象）
- ・ 社会貢献（工事完成前に周辺の美化、清掃活動）

19. その他

その他、重要な事項について、必要により記載する。

- 1) 特記仕様書に明示した事項についての対応
- 2) 官公署（警察署、海上保安部等）への手続き、地元への周知
- 3) 薬液注入工事は、詳細な施工計画書を監督職員へ提出する
- 4) 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施計画

注：現場環境改善に関する費用が計上されている工事については、

「17.現場作業環境の整備」に記載する現場環境改善実施計画の内容と重複しないこと。

- 5) 休日

例) 会社創立日（○月○日）、地元の祭事日（△月△日）を当該工事において休日とする。

注：「18.法定休日・所定休日（週休二日の導入）」と重複しないこと。

- 6) 総合評価の提案事項に関する実施計画

○熱中症対策に係る現場管理費補正について

実施を希望する場合、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を

施工計画書（その他）に記載し、提出するものとする。（共通仕様書 特記事項）

※詳細は「島根県熱中症対策に係る現場管理費補正試行」の手引き（案）による

（以下、余白）